

令和元年八郎潟町議会 9月定例会 会議録

第1日目 令和元年9月5日(木)

議長 村井 剛 おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、八郎潟町議会9月定例会は成立いたしました。

なお、6番 北嶋賢子君から欠席の届け出がありました。

また9月中はクールビズ中であり、暑い場合は上着を脱ぐことを許します。

これより9月定例会を開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第127条の規定により議長より指名いたします。9番 近藤美喜雄君、10番 金一義君を指名いたします。

日程第2、会期の決定については、議会運営委員長 柳田裕平君の報告を求めます。

議会運営委員長 柳田裕平 おはようございます。私から、9月定例会の日程・運営等について審議いたしました、当議会運営委員会の審議経過と結果についてご報告いたします。

去る8月29日午前10時から第一委員会室において、当局より町長、総務課長が出席し、委員会が開かれました。

今回の定例会の議案等は、条例の一部改正議案が3件、条例の廃止議案が1件、条例制定議案が1件、令和元年度補正予算議案4件、決算認定が6件、報告1件、人事案件が1件 陳情が4件であります。また、一般質問者は7名となっております。

今定例会の日程は、皆様に配布した資料のとおりであります。初日が町長の行政報告、議案等の上程、提案理由の説明・質疑についてなどを行い、各常任委員会に付託することといたします。

2日目は、一般質問を行い、終わり次第、各常任委員会に入っていただきます。

最終日は、午後3時から、各常任委員会に付託された議案等について、委員長報告のあと、討論・採決を行います。

今定例会は、決算認定の審議に時間を要することから、本日から9月13日までの9日間で行うことにいたしました。

また、八郎潟町議会議員政治倫理条例調査特別委員会が、14回の会議を重ね、議長へ報告書が提出されております。

よって、今定例会の最終日に、議会議員政治倫理条例案を、委員会提出議案として上程いたしますので、よろしく願いいたします。

よろしくご理解を賜り、ご協力くださいますようお願いを申し上げ、議会運営委員会の報告といたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 村井 剛 今定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から13日までの9日間と決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。なお、村井建設課長から、父死亡のため欠席届が出ております。また、加藤議会事務局長が病気療養中のため、鳴海町民課長が議会事務局長を兼務しておりますので申し添えます。

日程第3、八郎潟町議会議員政治倫理条例調査特別委員会の報告について、提出者の報告を求めます。5番 石井清人君

5番 石井清人 去る8月30日付けで特別委員会から議長宛に報告書が提出されております。この報告書の朗読をもって、議会報告とさせていただきます。

報告書 令和元年8月30日 八郎潟町議会議長様 八郎潟町議会議員政治倫理条例調査特別委員会 委員長 石井清人

平成30年9月定例会において、議員発議により設置された八郎潟町議会議員政治倫理条例調査特別委員会は、本日まで14回の会議を開催し議員倫理の確立に資する条例の素案作りに努めてきました。また、新潟県立大学田口一博准教授からは、添削指導を仰ぎ、特別委員会で話し合われた理念と条例案の内容に文章の間違いがないことを確認しております。

八郎瀧町議会議員政治倫理条例案は全11条からなり、冒頭に前文において本条例の理念を述べております。条例案の内容は目的、議員及び町民の責務、政治倫理基準の遵守町との請負契約等に対する遵守事項、就業の報告義務、審査の請求、審査会の設置、審査、弁明書、議長の措置、委任、附則で構成されています。

本条例案が制定されることにより、八郎瀧町議会基本条例第15条に規定する「議員の政治倫理」が明確になり、議員が町民の代表者としての倫理性を常に自覚して品格ある行動を期待するものです。

このたび八郎瀧町議会議員政治倫理条例の審議を終了しましたので、条例案を添え議長に報告いたします。

次のページに活動経過報告、特別委員会の委員名簿、八郎瀧町議会議員政治倫理条例(案)が添付されておりますが、朗読は割愛させていただきます。

以上をもって、議会報告を終わります。

議長 村井 剛 以上で日程第3 八郎瀧町議会議員政治倫理条例調査特別委員会の報告について、を終わります。

次に、日程第4 議長の諸般報告、に入ります。

この報告は、令和元年6月定例会最終日より本定例会までの報告事項について印刷し皆様のお手元に配布しております。その報告書をもって、議長の諸般報告にかえさせていただきます。そのように取り計らってご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議なしと認めます。
日程第5 これより、町長の行政報告を求めます。

町長 畠山菊夫 (町長の行政報告 別紙のとおり)

議長 村井 剛 これより、町長の行政報告に対する質疑を行います。
確認の意味で申し上げますが、行政報告以外に対する質問、並びに6日の一般質問と重複する質問は、控えてくださるよう、また、一人一問程度で簡潔にお願いいたします。質問のある方は挙手してください。はい、1番 小柳議員。

1番 小柳 聡 1番小柳です。3ページ、確認の意味でお伺いします。一番下のところ年収360万円未満の世帯、第1子から第2子、全ての所得階層の第3子の副食費の記載ですけれども、第3子以降を全て含むという認識でよろしいでしょうか。

福祉課長 齊藤嘉生 ただ今のご質問にお答えいたします。議員おっしゃるとおり、第3子以降も該当になります。

議長 村井 剛 他にございませんでしょうか。はい、2番 柳田議員。

2番 柳田裕平 7月に行われた参議院の選挙について、当局の方にお伺いしますが、投票所をはちバル1か所にしたことで。

10番 金一義 そのことは一般質問しております。

議長 村井 剛 一般質問と重複することは、控えていただきたいということで、重複しない範囲であればいいですけれども、その辺は大丈夫でしょうか。

2番 柳田裕平 重複するかわからないけれども、委員会違うものだから聞いておいた方がいいかと思っておりますが、そうすればいいです。

議長 村井 剛 それでは他に。7番 加藤議員。

7番 加藤千代美 4ページの、先日全員協議会であった、八郎瀧町公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営に関する条例の中で、これは町に報告することになってますけども、議会に対する報告というのは無いのか、というのが第1点。それからこの条例の中身をみると、職員は参考として参加するけれども、説明責任はないようだけれども、その辺はどうなっているかをお願いします。

福祉課長 齊藤嘉生 先日、全員協議会で説明した中には、条例はございません。協定書で条例は報告し

ておりません。

7番 加藤千代美 いや、協定書の中身で、この中身については町に報告するとありますよね。第5条の中に。乙は次の各号により業務又は評価等について甲に報告しなければならないとあります。資料1。町には報告するけれども、議会で審議する場はないのか、ということをお聞きしたいんですけども。

福祉課長 齊藤嘉生 議会に対しての報告は、この協定では締結されません。

7番 加藤千代美 この法律遡っていくと、八郎潟町の社会福祉法人の助成に関する条例に基づいて補助金を交付するということですか。

福祉課長 齊藤嘉生 ただ今のご質問にお答えしますが、それは運営費等の支援に関することですか。それとも運営設置に関する協定のことでしょうか。設置運営に関する協定に関しては議会の報告はないことになっております。ただ支援に関しては条例の範囲内で助成をするということになっております。

議長 村井 剛 暫時休憩します。

(休憩)
(再開)

議長 村井 剛 再会します。

福祉課長 齊藤嘉生 運営に関しての報告義務は保育園側で、議会の対象なりませんけれども、ただそれに関しまして、例えば大きな修繕となった場合には、予算必要になります。そういった場合には当初予算もしくは補正予算、執行したあとは決算で議会の方に報告はあります。

7番 加藤千代美 いま予算のことおっしゃいましたけれども、この中身をみまると3月末までに予算書とか事業計画書あげることになってますよね。これについての議会に対しては報告ないわけですか。

福祉課長 齊藤嘉生 当初予算に関係することであれば、議会の皆様にはご報告いたしますが、全体的な運営に関しましては報告いたしません。

議長 村井 剛 他にございませんでしょうか。はい、11番 伊藤君

11番 伊藤秋雄 いまの説明を聞いて、全員協議会の時も説明は聞いておりましたが、条例に関しては議員の発言はない、そして補正予算、決算の時は議会に予算が出てくると思います。それを私たちは発言権がないのに、そういうところで承認していくというのは、いかななものかなと感じておりますが、あくまでもそういう感じでいくのですか。

福祉課長 齊藤嘉生 予算に関しましては皆様からお計り願うことですので、採決していただく、もしくは否決していただくことが想定されます。それに関しては私どもは何もお話しすることはできませんが、ただ今回の町長の行政報告の中で、4ページの下なんですけども、12月定例会では開設に当たって準備する備品や消耗品を補正予算に計上するほか、職員派遣に関する協定や財産の無償貸付などについて、議案上程するというごことですので、まるっきり関わりがないということではございません。

議長 村井 剛 確認しますけれども、協定書については議会に対して報告することはないんですけれども、補助に対する金額、職員派遣に関するごことについては、12月議会に上程するというごこと行政報告の中で述べておりますので、この辺は明確になっておりますのでよろしくお願いたします。

議長 村井 剛 他にありますか。無いようですので、これにて町長の行政報告に対する質問を終わります。

次に、日程第6 議案第32号から、日程第13 議案第39号までの議案8件を各常任委員会に付託する関係で一括上程したいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

- 議長 村井 剛 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。
議事日程については、配付している日程表のとおりであります。
提案理由の説明を求めます。
- 町長 畠山菊夫 本日提出いたします議案及び認定の概要について、ご説明申し上げます。
会議日程資料の7ページをご覧ください。

議案第32号 消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例について

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）により、消費税率及び地方消費税率が令和元年10月1日から引き上げられることに伴い、関係条例の所要の規定を整備する必要があるため、改正するものです。

主な内容は、消費税率等の引き上げに伴い、八郎潟町行政財産使用料徴収条例、八郎潟町町民体育館設置条例、八郎潟町廃棄物の処理及び清掃に関する条例、八郎潟町一般廃棄物クリーンセンター条例、八郎潟町農村環境改善センター設置条例、八郎潟町道路占用料徴収条例、八郎潟町都市公園条例、八郎潟町下水道条例の手数料・使用料等の乗率を改正するものであります。

なお、本条例は、令和元年10月1日から施行することとしております。

続きまして、会議日程資料14ページをご覧ください。

議案第33号 八郎潟町上水道事業給水条例の一部を改正する条例について

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）により、消費税率及び地方消費税率が令和元年10月1日から引き上げられること、また、水道法の一部改正（平成30年法律第92号）等に伴い、所要の規定を整備する必要があるため、改正するものです。

主な内容は、消費税率等の引上げに伴い、料金及び加入金の乗率を改正すること、指定給水装置工事事業者指定更新手数料を1件につき10,000円とすることとあります。

なお、本条例は、令和元年10月1日から施行することとしております。

続きまして、会議日程資料18ページをご覧ください。

議案第34号 八郎潟町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部を改正する府令（令和元年内閣府令第7号及び令和元年内閣府令第8号）の公布に伴い、所要の規定を整備する必要があるため、改正するものです。

主な内容は、保護者から受け取ることができる食事の提供に要する費用について、年収360万円未満相当の世帯の全ての子ども及び全所得階層の第3子以降を対象に、副食費を免除するとともに、相当額を公定価格の給付において加算すること等とあります。

なお、本条例は、令和元年10月1日から施行することとしております。

続きまして、会議日程資料63ページをご覧ください。

議案第35号 八郎潟町立幼稚園保育料徴収条例を廃止する条例について

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部改正により、令和元年10月1日から幼児教育・保育が無償化されることに伴い、八郎潟町立幼稚園の保育料を無償とする必要があることから、本条例を廃止するものであります。

なお、本条例は、令和元年10月1日から施行することとしております。

次に、補正予算関係についてご説明申し上げます。予算書をご覧ください。

議案第36号 令和元年度八郎潟町一般会計補正予算（第3号）について

1ページ、歳入歳出に、それぞれ1,283万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を36億7,596万3千円としております。

8・9ページ、歳入の主なものは、地方特例交付金に187万6千円を追加してあります。これは、交付額の確定によるものであります。

民生費国庫補助金、児童福祉費補助金の子ども・子育て支援事業費補助金172万5千円の減額につきましては、幼児教育無償化に伴うシステム改修費の減額によるもので

あります。

10・11ページ、農林水産業費県補助金の農業費補助金に、新時代を勝ち抜く！農業夢プラン応援事業費補助金136万9千円を追加しております。これは、戦略作物の産地拡大等により、所得の増加を図る農業者や組織に対し、施設等の導入に係る費用を助成するものであります。

介護保険特別会計繰入金432万7千円の追加につきましては、平成30年度給付費の実績による精算分であります。繰越金の前年度繰越金には1,893万6千円を追加しております。

12・13ページ、町債の臨時財政対策債を1,288万2千円減額しております。これは、発行可能額の確定によるものであります。

次に14・15ページ、歳出の主なもの、総務費、電子計算費の秋田県町村電算システム共同事業組合負担金を117万4千円減額しております。これは、幼児教育無償化に伴うシステム改修費を172万5千円減額し、地方税共通納税システムに係る保守料及びネットワーク環境の構築に係る経費55万1千円を追加したものであります。

民生費、障害福祉費に国庫支出金に係る償還金386万1千円を追加しております。これは、平成30年度給付費の実績による精算分であります。

16・17ページ、児童措置費のすこやか子育て支援事業費補助金158万1千円の追加は、10月からの保育料無償化に伴う副食費助成等に係るものであります。

農林水産業費の農業振興費に、新時代を勝ち抜く！農業夢プラン応援事業費補助金171万1千円を追加しております。これは、歳入でもご説明いたしましたとおり戦略作物の産地拡大等により、所得の増加を図る農業者や組織に対し、施設等の導入に係る費用を助成するものであります。

18・19ページ、商工費、商工振興費の店舗出店改修等補助金199万9千円の追加は、2つの店舗で改修が計画されていることから店舗改修に係る費用の一部を補助するものであります。

以上が一般会計補正予算（第3号）の概要であります。

議案第37号 令和元年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

27ページ、歳入歳出に、それぞれ23万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億5,270万円としております。

32・33ページ、歳入は、繰越金の前年度繰越金に23万8千円を追加しております。

34・35ページ、歳出は、保健事業費、保健衛生普及費の人間ドック委託料に19万4千円を、諸支出金の償還金に国庫県費負担金償還金4万4千円をそれぞれ追加しております。

以上が国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の概要であります。

議案第38号 令和元年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

37ページ、保険事業勘定の歳入歳出に、それぞれ1,148万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億830万5千円としております。

40・41ページ、歳入は、繰入金の事務費一般会計繰入金に53万9千円を、繰越金の前年度繰越金に1,094万8千円をそれぞれ追加しております。

42・43ページ、歳出の主なものは、諸支出金、償還金に総額661万9千円を追加しております。

これは、平成30年度給付費の実績による精算分で、国・県及び社会保険診療報酬支払基金へ支払うものであります。

一般会計繰出金432万8千円の追加につきましても、平成30年度給付費の実績による精算分であります。

以上が介護保険特別会計補正予算（第1号）の概要であります。

議案第39号 令和元年度八郎潟町上水道特別会計補正予算（第2号）について

45ページ、収益的支出に459万9千円を追加し、総額を1億5,253万6千円としております。

48・49ページ、収益的支出の原水及び浄水費に、1号活性炭吸着槽集水ろ過装置交換工事452万1千円を追加しております。

これは、3基の活性炭吸着槽について粒状活性炭の交換作業をしていたところ、1基について不具合が判明したため交換工事を行うものであります。

以上が上水道特別会計補正予算（第2号）の概要であります。

よろしくご審議のうえ、ご可決くださるようお願い申し上げます。

続きまして、各会計決算について、ご説明申し上げます。
常任委員会で充分ご審議されることと思いますので、ここでは主な項目についてご説明いたします。

認定第1号 平成30年度八郎潟町一般会計歳入歳出決算認定について

歳入歳出決算の概要をご説明申し上げます。

決算書144ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額が35億650万1千円、歳出総額が32億7,876万8千円、歳入歳出差引額は2億2,773万3千円であります。そのうち7,800万5千円が翌年度への繰越財源であり、実質収支額は1億4,972万8千円となっております。

2・3ページ、歳入の概要については、町の自主財源であります町税が総額4億7,237万7,548円で、前年度比2.5%、およそ1,223万円の減額となっております。調定額に対する収納率は94.7%で、前年度比0.2%の増となっております。

地方消費税交付金は1億692万7千円で、前年度比2.3%、およそ241万円の増額となっております。

主要財源の地方交付税は、15億5,606万4千円で、前年度比1.2%、およそ1,938万円の減額となっております。

4・5ページ、国庫支出金は、2億9,949万5,192円で、前年度比17%、およそ6,117万円の減額となっております。

これは、平成29年度に一日市商店街に整備した「まちづくり活動センター」の建設費に対する地方創生拠点整備交付金5,452万8千円の減額などによるものであります。

県支出金は、1億9,463万1,539円で、前年度比0.3%、およそ67万円の増額となっており、繰越金は2億3,175万8,471円で、前年度比2.6%、およそ615万円の減額となっております。

町債は、4億3,827万7千円で、前年度比78.4%、およそ1億9,255万円の増額となっております。内訳については、40・41ページ、普通交付税の代替財源であります臨時財政対策債が8,987万7千円で、前年度比0.6%、およそ55万円の減額となっております。また、学校給食費助成事業、給食調理場整備事業や基幹水利施設ストックマネジメント事業などに過疎対策事業債を2億9,800万円、42・43ページ防火水槽建設事業、小型動力ポンプ付軽積載車導入事業などに緊急防災・減災事業債を4,760万円それぞれ借り入れしております。

次の歳出の概要については、別紙の「性質別歳出の状況」をご覧ください。

義務的経費であります人件費、扶助費、公債費は、総額で11億9,072万2千円となっており、前年度比4.8%、5,946万9千円の減額となっております。

これは、人件費が、退職手当組合調整負担金、同組合特別負担金の減額などにより4億9,571万円と、前年度比6.9%、3,663万2千円の減額となっていること、扶助費については、平成29年度の臨時福祉給付金事業の終了などにより、3億8,542万4千円と、前年度比6.7%、2,773万5千円の減額となっていることなどが影響したものであります。

投資的経費であります普通建設事業費は、5億4,084万5千円となっており、給食調理場整備事業、地域経済循環創造事業などの実施により、前年度比25.7%、1億1,048万4千円の増額となっております。

物件費、補助費等、積立金、貸付金、繰出金などのその他の経費は、総額で15億3,832万5千円となっており、前年度比3%、4,819万6千円の減額となっております。

次に実施事業の概要についてご説明申し上げます。

まず、継続事業の公営住宅整備事業については、老朽化している中嶋住宅14棟56戸を解体したほか、防火水槽1基を整備しております。

社会資本整備総合交付金事業では、町道の道路改良事業など社会資本整備に取り組んでおります。

消防関係では、消防団に配備されている小型動力ポンプ付軽積載車について、第3分団から第7分団までの5台を更新し、防災力の向上を図っております。

教育関係では、令和2年度からの小中併設校開設に先立ち、学校給食調理場を中学校敷地内に整備しております。

さらに、町内外の小・中学校に在籍している町内に住所を有する児童・生徒の保護者を対象に、教育の充実及び子育て支援を目的とした学校給食費助成事業を継続実施しております。

これら決算数値による各項目の比率等については、経常収支比率が92.3%で、前年度比1.0%の減であり、公債費比率は7.1%で、前年度比0.3%の増となっております。

ます。
また、地方債の同意基準を定めたもので、過去3年間の平均数値である実質公債費比率は10.1%で、前年度比0.8%の増となっております。

以上が一般会計歳入歳出決算の概要であります。

認定第2号 平成30年度八郎潟町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
歳入歳出決算の概要をご説明申し上げます。

172ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額が8億4,952万9千円、歳出総額が6億8,814万9千円、実質収支額は1億6,138万円となっております。

146・147ページ、歳入の概要については、国民健康保険税が1億1,782万4,110円で、前年度比9.8%、およそ1,276万円の減額となっております。調定額に対する収納率は82.6%で、前年度比1.8%の減となっております。

県支出金につきましては、歳出に見合った額が収入されております。また、一般会計からの繰入金である他会計繰入金は4,795万5,271円で、前年度比1.6%、およそ75万円の増額となっております。

次に、歳出の概要ですが、148・149ページ、保険給付費では、療養諸費が4億1,681万2,709円で、前年度比でおよそ1,474万円減少し、保険給付費の総額でも前年度比3.3%、およそ1,627万円減額の4億7,412万6,301円となっております。

以上が国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要であります。

認定第3号 平成30年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
歳入歳出決算の概要をご説明申し上げます。

188ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額が7,479万2千円、歳出総額が7,425万円、実質収支額は54万2千円となっております。

歳入の概要については、174・175ページ、後期高齢者医療保険料が4,623万5千円で、前年度比8.8%、およそ374万円の増額となっております。調定額に対する収納率は99.4%で、前年度比0.2%の減となっております。

また、一般会計繰入金は2,652万9,531円で、前年度比3%、およそ78万円の増額となっております。

次に、歳出の概要ですが、176・177ページ、総務費が230万3,594円、後期高齢者医療広域連合納付金が7,039万8,231円で、前年度比7.3%、およそ476万円の増額となっております。

以上が後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要であります。

認定第4号 平成30年度八郎潟町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
歳入歳出決算の概要をご説明申し上げます。

202ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額が3億1,304万3千円、歳出総額が3億635万3千円、歳入歳出差引額は669万円であります。そのうち2万5千円が翌年度への繰越財源であり、実質収支額は666万5千円となっております。

歳入の概要については、190・191ページ、使用料は7,803万5,295円で、前年度比1.3%、およそ97万円の増額となっております。調定額に対する収納率は、92.8%で前年度比0.3%の減となっております。

一般会計からの繰入金は、1億5,813万3千円で、前年度比13%、およそ1,816万円の増額となっております。

町債では、秋田湾・雄物川流域下水道事業債及び建設利息償還債として、総額6,847万1千円を借り入れしております。

次に歳出の概要ですが、198・199ページ、県が事業主体となっている秋田湾・雄物川流域下水道事業では、488万2千円を、下水道維持管理費では総額で6,850万9,859円を、200・201ページ、起債の償還金であります公債費では、総額で2億3,289万3,207円をそれぞれ支出しております。

以上が公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の概要であります。

認定第5号 平成30年度八郎潟町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
歳入歳出決算の概要をご説明申し上げます。

はじめに保険事業勘定についてですが、236ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額が9億2,948万8千円、歳出総額が9億1,002万6千円、実質

収支額は1,946万2千円となっております。

歳入の概要については、204・205ページ、保険料は1億7,602万4,290円で、前年度比18.4%、およそ2,731万円の増額となっております。調定額に対する収納率は、98.8%で前年度比0.1%の減となっております。

また、国庫支出金や支払基金交付金などにつきましては、歳出に見合った額が収入されており、一般会計繰入金は、1億2,804万2千円で、前年度比2.3%、およそ283万円の増額となっております。

歳出の概要については、206・207ページ、総務費は、総額で1,291万9,839円を、保険給付費では、介護サービス等諸費の7億3,654万7,470円をはじめ、総額で8億3,275万3,932円を支出しております。

次に、介護サービス事業勘定についてですが、244ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。歳入及び歳出総額とも313万7千円となっております。

歳入については、238・239ページ、介護予防給付費収入が313万6,600円歳出は、保険事業勘定への繰出金が歳入同額となっております。

以上が介護保険特別会計歳入歳出決算の概要であります。

認定6号 平成30年度八郎潟町上水道特別会計決算認定について

決算の概要をご説明申し上げます。

252ページ、損益計算書をご覧ください。平成30年度の当年度純利益は、前年度比およそ559万円増額の2,071万6,295円で、当年度未処分利益剰余金は、1億1,871万8,722円となっております。

259ページ、収益費用明細書の収入の部、水道事業収益では、給水収益が1億4,344万3,175円と、前年度比1.6%、およそ224万円の増額となっております。

260ページ、支出の部の水道事業費用総額は1億2,939万4,477円となっております。そのうち営業費用が1億2,163万7,299円と前年度比0.4%、およそ44万円の減額となっております。

261ページ、営業外費用では企業債利息が726万6,419円と、前年度比10.2%、およそ82万円の減額となっております。

262ページ、資本的費用明細書の収入の部、資本的収入では、一般会計出資金1,068万1千円、国庫補助金2,136万2千円をそれぞれ収入しております。

また、企業債では生活基盤施設耐震化等交付金事業の送水管布設替事業分として3,200万円を借り入れしており、総額で6,404万3千円となっております。

支出の部の資本的支出としては、収入の部でもご説明いたしました生活基盤施設耐震化等交付金事業の送水管布設替事業分として、配水施設整備費に総額7,169万6,266円を、企業債償還金で3,052万5,736円を支出しており、総額で1億8,277万6,266円となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は、250ページの下段に記載のとおり消費税及び地方消費税並びに損益勘定留保資金で補てんしております。

以上が、上水道特別会計決算の概要であります。

以上、平成30年度各会計決算の概要をご説明いたしましたが、よろしくご審議のうえ、認定いただきますようお願いいたします。

議長 村井 剛 これより議案に対する質疑を行います。始めに日程第6、議案第32号 消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。よって議案第32号についての質疑を終わります。次に、日程第7、議案第33号 八郎潟町上水道事業給水条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。よって議案第33号についての質疑を終わります。次に、日程第8、議案第34号 八郎潟町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。よって議案第34号についての質疑を終わります。次に、日程第9、議案第35号 八郎潟町立幼稚園保育料徴収条例を廃止する条例に

ついて、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。よって議案第35号についての質疑を終わります。
次に、日程第10、議案第36号 令和元年度八郎潟町一般会計補正予算(第3号)について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。よって議案第36号についての質疑を終わります。
次に、日程第11、議案第37号 令和元年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。よって議案第37号についての質疑を終わります。
次に、日程第12、議案第38号 令和元年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。よって議案第38号についての質疑を終わります。
次に、日程第13、議案第39号 令和元年度八郎潟町上水道特別会計補正予算(第2号)について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。よって議案第39号についての質疑を終わります。
ただ今から、各会計の決算認定の議案を上程いたしますので、渡邊代表監査委員から出席いただきます。暫時休憩いたします。
(休憩)
(渡邊代表監査委員入場)
(再開)

議長 村井 剛 会議を再開いたします。ただ今から各会計の決算認定の議案を上程いたします。
日程第14、認定第1号から、日程第19、認定第6号までの6議案を各常任委員会に付託する関係上、一括上程したいと思います。ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議なしと認め、そのように決定いたします。提案理由の説明であります。先程町長から説明がありましたので次に進みたいと思います。
次に、監査委員による監査の報告を求めます。

代表監査委員 渡邊 優 (監査委員の意見書により監査報告の説明)

議長 村井 剛 ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。
(休憩)
(再開)

議長 村井 剛 それでは、午前中に引き続き再会いたします。
これより議案に対する質疑を行います。
始めに、日程第14、認定第1号 平成30年度八郎潟町一般会計歳入歳出決算認定について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。認定第1号についての質疑を終わります。
次に、日程第15、認定第2号 平成30年度八郎潟町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。認定第2号についての質疑を終わります。
次に、日程第16、認定第3号 平成30年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

- 議長 村井 剛 質疑なしと認めます。認定第3号についての質疑を終わります。
次に、日程第17、認定第4号 平成30年度八郎潟町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)
- 議長 村井 剛 質疑なしと認めます。認定第4号についての質疑を終わります。
次に、日程第18、認定第5号 平成30年度八郎潟町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)
- 議長 村井 剛 質疑なしと認めます。認定第5号についての質疑を終わります。
次に、日程第19、認定第6号 平成30年度八郎潟町上水道特別会計決算認定について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)
- 議長 村井 剛 質疑なしと認めます。認定第6号についての質疑を終わります。
これにて、認定議案に対する質疑を終わります。
ここで渡邊代表監査委員より退席していただきます。大変ご苦勞様でした。
暫時休憩いたします。
(休 憩)
(渡邊代表監査委員退席)
(再 開)
- 議長 村井 剛 会議を再開いたします。
次に、日程第20、報告第4号 平成30年度八郎潟町一般会計等財政健全化審査及び平成30年度八郎潟町水道事業会計経営審査についてを上程いたします。
提出者の報告を求めます。
- 町長 畠山菊夫 会議日程資料70ページをご覧ください。
報告第4号 平成30年度八郎潟町一般会計等財政健全化審査及び平成30年度八郎潟町水道事業会計経営審査について
財政健全化法第3条第1項及び第22条第1項の規定により、別添の「平成30年度八郎潟町財政健全化及び経営健全化審査意見書」を付けて、健全化判断比率及び資金不足比率を議会へ報告致します。
- 議長 村井 剛 報告第4号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)
- 議長 村井 剛 質疑なしと認めます。報告第4号についての質疑を終わります。
次に、日程第21、陳情についてを上程いたしますが、文書の訂正がありますので、局長から説明してもらいます。
- 議会事務局長 鳴海一元 先程、議会運営委員会を開きまして、陳情文書表 受理番号13 町議会として、秋田市新屋への地上イージス配備反対の意見表明を求める陳情、について、この表では総務産業常任委員会へ付託することとしておりましたけれども、これにつきまして、全体場で審議した方がよいということで、付託委員会総務産業を消してもらいたいと思います。
この審議については、最終日13日の本会議で行いたいと思います。
- 議長 村井 剛 先程、説明がありました訂正内容を含めまして、お手元に配付しております陳情は4件であります。提出された議案等並びに陳情について、皆様に配付いたしました議案等付託表及び請願・陳情文書表に記載のとおり所管の常任委員会に付託することに、ご異議ございませんでしょうか。
(異議なしの声あり)
- 議長 村井 剛 ご異議なしと認め、各常任委員会に付託することといたします。なお、先程訂正された分については、最終日の本会議で審議することになっておりますので、よろしく願います。
事務局長から、委員会室の報告をさせます。

議会事務局長 鳴海一元 総務産業常任委員会は、第1委員会室で、教育民生常任委員会は、第2委員会で開催していただきます。よろしくお願いたします。

議長 村井 剛 これより各常任委員会を開いていただきます。明日は午前10時より本会議を開きます。本日の会議は、これをもって散会いたします。大変ご苦勞様でした。

(午後1時39分)

令和元年八郎潟町議会 9月定例会 会議録

第2日目 令和元年9月6日 (金)

- 議長 村井 剛 おはようございます。
ただいまの出席議員は12名であります。
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会9月定例会は成立いたしました。
これより、本日の会議を開きます。答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。なお村井建設課長からは、欠席の届が出ております。
日程第1、これより、一般質問を行います。最初に1番 小柳聡君の一般質問を行います。
- 1番 小柳 聡 おはようございます。1番、小柳です。今回、10回目の一般質問の登壇となるわけですが、初めてトップバッターを務めさせていただきます。
まずは、このようにたくさんの方々が傍聴に足を運んでくださったことに対して、議員を代表してお礼申し上げたいと思います。トップバッターの緊張感と、傍聴者の皆さんの視線を感じながら、一般質問をさせていただきたいと思います。
なお、2項目に分け、一問一答方式で通告しておりますので、ご答弁よろしくお願ひいたします。
それでは、表題の一つ目、町道中央線に速度規制を、というタイトルでお話をさせていただきます。
国道と町中を結ぶ道路として利用の多い町道中央線ですが、幼稚園も近く歩行者も道路を横切る回数が多いことから、速度制限がないことに危険性を訴える町民の声がありました。来年度は、現幼稚園舎が認定こども園のメイン園舎となること、加えれば10月からの南秋地域広域マイタウンバスの路線としても活用されます。少なからず交通量や歩行者の割合は、今現在より増えるものと考えます。バス停が新設されることも考えれば、速度規制のない今現在の状況が変わらなければ危険性は今以上に増すものと考えます。特に国道側から幼稚園に向かって右折しようとする場合は、坂を上がりきるまでの見通しも悪いことから、速度制限をあらかじめ設けておいたほうが安心であると考えます。
そこで、中央線に40キロ制限で標識をつけるように働きかけをしていただきたいと思います。と思いますが、いかがでしょうか。
- 町長 畠山菊夫 おはようございます。小柳議員のご質問にお答えいたします。
中央線の速度規制については、町内会長会議でも要望がありました。五城目警察署へ再度要望することになりますが、速度規制や道路標識設置等については、秋田県公安委員会の管轄となります。公安委員会の優先順位もありますが、引き続き要望をしてまいります。
- 1番 小柳 聡 この問題を取り上げた背景としては、今年の5月に滋賀県で園児が園外散歩で事故にあった、痛ましい事件にあります。この事故を契機に、園外散歩などが見直され、色々な議論をよんでいますけれども、危ないから園外散歩をやらない、または自粛するといった発想になるとするならば、それは子どもを持つ親の感覚としても、少し残念でございます。そもそも散歩をしていたことが事故原因ではありません。交通事故が起きたことで幼い命がなくなったということです。
その一方で園外散歩をやめてほしいとは思いません。どちらかといえば、子どもは勿論、大人も安心して歩ける、ドライバーにとっても安全に運転ができる交通体制が望ましいと考えます。園外保育も重要な保育の一つであると私自身は認識しておりますし、より安全でより安心できる交通体制を整えていくことも安心安全な町作りに直結するものと考えます。
中央線の距離が、約720メートルであることから、時速60キロで走った場合と40キロで走った場合でも、時間的な差異は十数秒程度のものです。これはドライバーにとっても普通に感じることはない程度の時間だと推測できますし、歩行者にとってもスピード40キロ制限を設けたのであれば、現在よりも安心して町歩きができるものと思います。
そういったところも踏まえて、今一度、強く要望していただきたいと思いますところ、お伺いいたします。

町長 畠山菊夫 確かに、あそこは上がった途端に横断歩道の標識があります。でもちょっと小さくて見にくいのは確かでございます。それと道路には白線でひし形の標識がございます。それは、この先に横断歩道があるよという表示なんですけれども、それを踏まえて運転者のマナーがそのようにしていただければいいのですけれども、あったところでその標識が見にくいというのは、私も一つ気がかりで、その辺もちょっと公安委員会にお願いしてまいりたいと思っております。

1番 小柳 聡 そうですね、標識のことも後で触れますけれども、9月号の広報でマイタウンバスの時刻表が配付されておりました。町道中央線のバス停は上昼寝と記載されておりますけれども、停留所はどの位置になるのでしょうか。

総務課長 小野良幸 ただ今のご質問でございますけれども、国道から中央線に入りまして、50メートルから100メートルくらいの道路端と向かい合わせての停留所となる予定でございます。

1番 小柳 聡 それは恐らくベンチのある付近でしょうか。

総務課長 小野良幸 ベンチよりはもうちょっと国道側になるかと思えます。

1番 小柳 聡 それでは、五城目町から向かってくる対の停留所も、同じ場所と考えてよろしいでしょうか。

総務課長 小野良幸 だいたい向かい合わせになりますが、正式には向かい合わせではなく、多少はズレることになります。

1番 小柳 聡 とすれば、街路樹がある側に関しては歩道がございます。五城目町から向かってくる方には、白線はありますけれども、歩道がないのが現状でございます。やはりここは危険性が今以上に生じるのではないかと推測されますが、これについてはいかがでしょうか。

総務課長 小野良幸 確かに道路端に停留することになりますので、危険がないとは言えません。しかしながら、中央道の幅員を考えれば、見通しの良い直線のところに設置いたしますので、対向車線側きちんと左側を走っていけば十分衝突等は避けられると考えております。

1番 小柳 聡 今のお話を伺ったところでは、個人的にはそこを60キロで走っていると、やはり危険性があるだろうと思っておりますので、そこは今一度ご検討いただきたいと思っております。
加えて標識、先程町長も申しましたけれども、やはり坂を上がったところにある標識、もう少し見えやすいところに、横断歩道が事前にあるという標識があるのがベストかなと思っておりますし、加えて認定こども園の前にある通り、これもスクール30の道路でもいいのではないかなとも、思ったりしますので、そこは柔軟に検討いただいて標識を増やすようにしていただきたいと思っております。

町長 畠山菊夫 標識については、交通課の方に要望して参りますが、30ゾーン幼稚園の前の道路、これも検討して参りたいと思っております。

1番 小柳 聡 ちょっと町道中央線の話をした流れで、県道のお話をさせていただきたいんですけれども、秋田県道三倉鼻五城目線の小柳商店の前の信号がございます。その信号を誤認して、信号無視で通り過ぎていく車を度々目にします。私自身がその付近に住んでいるということもありますけれども、信号待ちの先頭の車が、中嶋方面から来る車に対して、信号が変わったら、それが県道の信号が変わったものと勘違いをするケース、これは新しくなった薄型信号機のポイントの近さと、一番の要因は信号機が垂直でなく角度があることで、二つの信号が視界に入るとということが問題なのかと考えます。これは積雪面積の縮小なども考慮されて斜めに設置されているものと推測できますけれども、信号を誤認するケースが目立つことが気になっておりました。当該信号機は薄型信号機でもあることから、積雪リスクと信号誤認リスクを天秤にかけた際には、後者の方が重大事故に繋がる可能性が高いと私自身考えております。
そこで薄型信号機の信号機を垂直にするように働きかけをしていただけないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

町長 畠山菊夫 確かに議員言われる通り、信号無視の車があると思っております。うちの方でどうのこうの

ということはいけません。交通課の方には県道側から信号無視の車両が多いということはお伝えしておきます。信号機に関してもどう対応するか、わかりませんが、信号無視の多い交差点であることは交通課の方に伝えておきたいと思っております。

1番 小柳 聡 是非よろしくお願いたします。今回こういった交通というテーマでやらせていただきましたけれども、町道中央線に関しては、町の道路でございますので、強く要望していただきたいと思います。

それでは表題の二つ目に入ります。コミュニティ・スクール制度の導入を、というお話させていただきます。

この夏休みに、今年度で役割を終える八郎潟小学校の校舎を地域の皆さんに開放し、校舎を自由に見ていただける特別企画を開催しておりました。マスコミで取り上げられたこともあり、想像以上の卒業生や地域の皆様が足を運んだと聞いております。私も少しだけその場にいたのですが、自分が通った学校を子どもに見せたいといった町外在住者や、同級生同士で最後の思い出を写真に撮っておきたいという若者も含めたくさんの来場を目にしました。地域の中で学校の在り方がどうあるべきか、学校という存在が地域の中でどうなっていくのがベストなのかを考えさせられました。

今回の質問では、コミュニティ・スクールについてお話をさせていただきますが、そもそもコミュニティ・スクールとは何を指すのかということも簡単に説明させていただきます。

コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を設置している学校を指します。学校運営協議会は、教育委員会や学校と連携し、育てたい子ども像、目指すべき教育ビジョンを保護者や地域と共有し、目標の実現に向けて共に協働していく仕組みです。平成29年3月の法改正により、学校運営協議会の設置が教育委員会の努力義務となりました。各教育委員会は、すべての学校がコミュニティ・スクールになることを目指し、一層の設置促進と活動の充実が必要との認識に立って、推進体制の構築をはじめ、積極的に取り組みを進める必要があります。

市区町村教育委員会の役割としては、自身の設置している学校の将来像を校長と共有するとともに、地域との連携・協働体制を確立するため、コミュニティ・スクールの推進を支援することが求められております。保護者や地域住民等に対しても、取り組みの必要性や成果を広く周知するなど、学校への理解と参画を促す環境作りが重要と明記されております。

まずは、このコミュニティ・スクール制度の導入に対して、当局としてどのような認識を持っているかお伺いしたいと思います。

教育長 江島 廣 小柳議員のご質問にお答えします。コミュニティ・スクール導入については、かなり前のこととなりますが、平成22年の9月議会において質問がございました。その時点での答弁は、コミュニティ・スクールは、地域住民・保護者等が、教育委員会、校長と責任を分かち合いながら学校運営に携わっていくことで、地域に開かれた地域に支えられる学校づくりを目指すものと認識していること。当時県内でも国等からの研究指定を受けて「地域と共に子どもを育てる新しい学校の在り方」をテーマに実践研究している学校がございました。

すでに本町では、八郎潟町学校評価システムを立ち上げており、幼稚園・小学校・中学校では地域との連携を重点事項として実践しており、学校評議員から学校関係者評価として、第三者の立場で評価をいただいております。

実践校の成果と課題を検証してみると、本町の幼稚園や小・中学校が日常的に実践している地域との連携事業と大きな格差はないものととらえました。また、コミュニティ・スクールの3つの機能の中には、教職員の任用や人事にかかわる内容が盛り込まれておりましたので、その時点では本町で導入する必要性を感じない旨の答弁をしております。

本町は以前から、他の市町村よりは地域との連携事業が進んでおり、多くの地域人材が選択教科や総合的な学習の時間、そして小学校ではクラブ活動等の時間で、ふるさと先生として学校に足を運んでくださっておりますし、園児、児童・生徒は外に出向いて連携を深めております。連携が進んでいることから、幼稚園や小・中学校の入学式・卒業式さらには学習発表会等に多くのご来賓からご出席いただいていることは、他の学校では見ることのできない光景です。

文科省では、昨今の社会情勢に鑑み「学校を核とした地域づくり」の推進と「地域と共にある学校」への転換を強く示しております。本町では、来年度から小・中学校が併設校になることを契機に、教育課程検討会に於いて、小・中学校長には教職員の働き方改革をさらに進める上でも、今以上に地域の協力・支援いただくことを願い、コミュニティ・スクール導入の方向性を示唆しております。導入時期については、総合教育会議に諮ってから準備を進め、なるべく早くと考えております。また、コミュニティ・スク

ールを立ち上げた際には、学校評議員制はなくす考えでおります。

1 番 小柳 聡 とても丁寧なご答弁ありがとうございました。平成22年9月議会で触れたことは、私自身把握しておりませんでした。今後前向きにコミュニティ・スクールを進めていくという言葉もいただきましたので、いま教育長からいただいたように、たぶん地域との連携ができていくかという所に関しては、私自身も八郎潟の学校は地域の連携ができていくと答えると思います。ただコミュニティ・スクールによって、より密に、そしてより協働という視点にたったパートナーシップができるものと考えております。

先程の答弁の中でもございましたけれども、多分デメリットに関してもあると思いますが、いま一度、コミュニティ・スクールのメリットとデメリットをどのように認識しているかというところをお伺いしたいと思います。

教育長 江島 廣 本町においてのメリットとしては、コミュニティ・スクールで議論される内容として、防犯・防災対策、地域学習の方法、併設となる学校の子どもの心のケア、いじめ・不登校問題、部活動やスポーツ少年団の活動への支援、子どもたちの食育の推進、キャリア教育をさらに広げる方法、なども考えられます。

コミュニティ・スクールの立ち上げは、運営協議会委員に任命された方々のご尽力により、子どもの教育に対する課題や目標を共有し、地域との組織的な連携・協働体制を継続していくことで、今まで以上に学校を支援する取り組みが充実していくものと考えます。

次にデメリットとして考えられることは、来年度から小・中併設校となり、校長は1名だけの組織となります。小学校と中学校の両校それぞれの学校運営を任される校長の職務はますます煩雑となり多忙になることが予想されます。学校は、できるだけたくさんの「地域住民」と意見交換を行う場の設定等が求められることなどから、運営協議会の開催時や年間活動の計画立案等における負担が生じてきます。運営協議会の開催計画や会議に費やされる時間が増加することへの心配があります。

次に、経費もかかります。学校評議員のような方を協議会委員と考えていますが、委員報酬が発生します。また、本町の学校支援事業を見直しすることと、地域と学校をつなぐコーディネーターの役割を担う、地域学校協働活動推進員等の委嘱も必要となってきます。

また、話題としてあがる項目によっては、委員に個人情報共有される可能性や本務となる学校支援とは逆に、学校や教育委員会に対しての要望が増えてくることも否定できません。

1 番 小柳 聡 色々な経費もかかるということも分かりました。私個人では、メリットとして地元住民が学校運営に対する当事者になれるという点であろうかと考えます。地域住民の中には、子どもたちの為に何かしたい、自分も役に立ちたい、こう思っている人間はいるものの、実際に実行するための仕組みや協力体制は着実に終わっている事もあるかと思えます。

学校の先生が数年単位で異動があるのは仕方がないとして、そういった地域との繋がりが単純な引き継ぎ作業で引き継がれているとしたら、地域で活躍している人材と結びつくまでに多少の時間がかかります。そういった場面で先程おっしゃっていただきました地域に精通しているコーディネーター的な役割の方がいれば、こんなおもしろいことをしている団体がいるんですけどどうですかとか、学校に協力したい人がいるんですけど何処かで活かしてあげられないか、といった投げかけも生まれてくるでしょうし、子どもたちに学ばせる社会教育の選択種も増えるのかなと思います。

参考までに、学校運営協議会でこんなことができるという一例を申しますと、あの先生にもう少し学校に居てもらいたい、といった思いをもったりすることも今まであったかと思えますけれども、現状ではそういった希望があっても公式に要望することはできませんでした。コミュニティ・スクールになると学校運営協議会に於いて一致した希望であると教育委員会に公式に要望が可能になります。ただしこれは補足いたしますけれども、述べることができるに留まることであります。

今、教育長からも色々人事の件に関してもあったんですけども、その時は説明の気持ちは無かったということでしたけども、そういったことも踏まえて前向きに、この設置に対する課題ということはあるのでしょうか。

教育長 江島 廣 課題等について若干述べますと、運営協議会委員やコーディネーター等の人選に関すること、並びに学校運営協議会というものについて、理解をいただくための主旨説明の機会を設ける必要がでてきます。地域と学校の連携・協働を進めるための枠組みとして、「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」と社会教育で推進する「地域学

校協働本部」が両輪として機能することにより、学校と地域の更なる連携・協働の相乗効果が期待されています。

推進にあたり、学校と地域の方々が相互理解や信頼関係を深めるための学校運営協議会での協議と多くの当事者、保護者・地域住民・教職員による熟議が求められてもきますので、立ち上げた場合には、校長や教職員への負担をいかに少なくして取り組むかが課題として考えられると思います。

更に本町で長い間社会教育が担当してきた、町単事業である八郎潟町独自の「学校支援事業」の見直しと、子どもたちの放課後の過ごし方に関わる総称「放課後児童クラブ」の在り方等につきましても、今後の課題となっていこうと捉えております。

それからもう一つ、人事に関してですけれども、これにつきましては、実際にコミュニティ・スクールをやったとして、ご意見は何いまずけど、意見を通すということはありませんので、学校運営協議会の方針的な中身の意見は聞くけれども、という程度に留め、先程申しましたように強く、我々も必要な先生は長く残しておきます。ただ親の意見というのは色々まちまちですので、個人個人それぞれの意見を尊重するというわけにはいきません。ですので、私どもが総合的に考えまして、必要な先生をできるだけ多く配置できる努力をして参ります。

1番 小柳 聡 ありがとうございます。今の言葉が聞きたかったところでございます。コミュニティ・スクール、私が今推進する立場で言ってますけれども、やはり教員の負担を少なくするといったところも目立つところでないかと思えます。

ちなみに、秋田県内の導入を見てみると、全ての小中学校で設置しているのが8市町村、一部の小中学校での設置が5市町村と、昨年までで県内の過半数の自治体は動き出しております。

子どもへの効果としても、コミュニケーション能力の向上、地域への理解、関心の深化

郷土愛、また学力の向上等も傾向としてはあるようでございます。

来年度から小中併設校となります。いわば一つの自治体で一つの学校ということになります。だからこそ地域全体と一緒に盛り立てていければという意味での提言でございますし、これから新たなコミュニティ・スクールによって、また新たな地域コミュニティが生まれるでしょうし、地域の声が反映され、地域の皆さんも教育活動に参画できる仕組みであり、地域ぐるみで子どもたちを育てていく。

私の描くコミュニティ・スクールは、そのようなことが一番小さな町だからこそできると信じております。そんな風に地域が学校を通してまとまれる一つの形でもあると思えますので、今後も推進して参りたいと思えます。推進していくという言葉もいただいたので、以上で終わりたいと思えます。ありがとうございました。

議長 村井 剛 これにて、1番 小柳聡君の一般質問を終わります。
次に、6番 北嶋賢子君の一般質問を行います。

6番 北嶋賢子 6番、日本共産党の北嶋賢子です。まず最初にご報告をさせていただきます。一昨日の9月4日、夫が他界しました。2日が3ヶ月に1回の予約になっておりましたので、めまいがするというので病院に行って検査をした結果、貧血がひどいから入院して輸血をしましょうと言われました。そして点滴をして体力を回復させましょうと主治医に言われ入院をすることにしました。2日のお昼は、次男と一緒に病院の食堂でお昼を食べました。そして3日の朝行ったら輸血してました。これが終わったら帰ると言うんです。体力を回復させないと帰れないんだよと、あと9月議会が始まるから来れないからねと言って夕方帰ってきました。暗くなってから電話がきて、これからCTに入るからすぐに来てください、という連絡が来ました。びっくりして次男に連絡して行きました。そうしたら脳溢血起こしていると言われて、そして明け方近く横手にいる長男が来て、長男の声を聞いて、そして3人に見守られてあっという間に逝ってしまいました。今でも夢をみているみたいです。

本人は組合員が2千人もいる労働組合の執行部をやってました。それを辞めて家族で八郎潟町に来たわけですが、労働組合の団体交渉の時はすごく凛としていて、普段は温厚で誰にも優しい笑顔で、みんなに好かれた人でした。今日傍聴においてになっている大潟村の三村さんたちは、馬場目川上流部でブナを植えてきました。

通告をしていたものですから、やらないとお父さんにごしゃかれるから、火葬を今日の午後に延ばしてもらいました。帰ったら準備をして火葬に向かいます。

大きくは二つの通告をしております。迷惑条例の制定と、生命と暮らしを守るには、ということです。始めたいと思えます。

1、として迷惑条例の制定を

更地になった知人の住居跡の草刈りを、年に数回してました。朝5時半に家を出て草刈りをした途端、いきなり怒鳴られました。もう6時ですよと言ったら、まだ6時だと言うんです。私たち田舎と町部では感覚が違うわけですけども、すごく怒られました。

また、50年も前のこと、叔母の家が秋田市登町で住宅兼工場の石材店をしていました。段々と住宅地になってきて、うるさいものだから、仁井田に工場を移転しました。土日だから、ゆっくりしようと思っているのに、お向かい、或いはお隣の仕事場が騒がしかったり、早朝から機械の音がうるさいとか、衛生面のことだったり、自分では気づかずに人に迷惑をかけたり、かけられたりの経験は、誰しもあると思います。常識、非常識、道徳上の問題とは思いますが、一定の線引きができないものかどうか、お尋ねいたします。

2、生命と暮らしを守るには

イ) 原発ゼロの日本に

安倍政権は、国民の意思も、今も被害に苦しむ福島県の現実を顧みず、2030年度に電力の20～30%を原発で賄うと、原発に固執し続けています。

東日本大震災の原発事故から8年余り経過しました。夫の故郷は今なお帰還困難区域です。今は小名浜に住んでいる家族から電話がきました。「おじちゃん、お盆がくるのでばあちゃんのお墓に行くけど、体調が良かったら来ませんか。」との電話でした。原発事故の関連死となっている夫の母は、放射能の薄くなり始めた4年前に、集落の墓地によりやく納骨されました。帰還困難区域に入るには、日時と人数を事前に県に届けなければ入れません。私たちの住所と生年月日も必要でした。実家の車で第2原発まで行って、線量計と衣類を渡されました。手袋は3枚重ね、集落のゲートを開けてもらって8年ぶりに故郷に入りました。墓地だけは除染されていましたが、あちこちにイノシシの掘った穴がありました。渡された時に0.0の線量計は、墓地で車から降りた途端に0.4を超えました。

23歳の嫁に、「生命の代償になるのになぜ原発に反対しないのか」と言われ、“秋田女と鬼ごころ”と言い放った夫の母。安全神話と原発景気が言わせた事とお墓の前でしみじみ思いました。集落の田んぼには、町内を除染した汚染土壌の黒い袋が山積みされてました。これは他町からきてない富岡町だけの汚染土壌だと聞きました。道路から小道の奥になっている実家は、孟宗竹と藪の中で屋根とテレビのアンテナだけが見えました。浜の近くにあった田んぼは、駆け上がってきた津波で跡形もなく、隣町大熊町のゲートでターンをして、衣類と線量計を返し、靴やタイヤの線量を測られました。

また、津波に流され新築されたJR常磐線の富岡駅を見たりして小名浜に帰りました。福島までの直行は体力的に無理なので、行きは仙台、帰りは山形に泊まって、8年ぶりに変わり果てた故郷を見てきました。なんか虫の知らせがあったような気がします。第2原発も廃炉の決定をしましたが、除染されてない山に降った雨は、川から海へと流れます。地中深く埋めても子々孫々に迷惑をかけます。最終処分場もない、今なお原発をやめようとする現政権に、罹災者家族の一員としてレットカードを掲げます。

常磐道の相馬から富岡間は、二輪車はまだ走れません。これが現実です。8年経ったいま、原発に関する町長のご意見を伺いたいと思います。

ロ) 日々の暮らしを守るために

10月から消費税が10%になります。どんなに景気が悪く暮らし向きが苦しくてもかかってくるのが消費税です。消費税に賛成の方も、反対の方も含め、今の経済情勢のもとで増税を実施していいのか。消費税に頼らない別の道は無いのか、もっと議論が必要だったのではないのでしょうか。消費者が自己防衛策として、一時駆け込み消費をしても、家計消費は深刻なマイナスが続いています。2014年の8%増税を契機に実質消費がどんどん落ちて、5年連続家計消費のマイナスで一世帯あたり25万円減っています。今年の安倍首相の年頭の挨拶は「景気回復の暖かい風が全国津々浦々に届き始めた」でした。景気回復の暖かい風が吹いているのは首相ご自身の頭の中だけだと私は思います。100年安心と称してきた年金制度も、制度の貧しさを政府の審議会が認めました。日々の暮らしを守るためには、自助努力しかないのでしょうか。

ということで、大きくは2問の質問をさせていただきました。ご答弁の方よろしくお願ひいたします。

町長 畠山菊夫

北嶋議員には、ご主人のご逝去に心よりお悔やみ申し上げます。

始めに、隣近所の騒音や異臭等で個人的に迷惑したことは少なからず誰しもあることだと思っております。この場合、両者の話し合いによる解決が望ましいと思います。行政では民事への関与はできませんので、対応としてはあくまでも助言となります。その後の対応を確認しながら、周りに迷惑をかけないよう指導・助言していくこととなります。

北嶋議員ご質問の「迷惑条例制定」で、一定の線引きができないかということですが

、大規模工場等による騒音や異臭等で大衆の付近住民が迷惑している場合であれば別ですが、個人と個人のケースが大半ですので、条例の制定で一定の線引きをした場合、近所での作業など何もできなくなることも危惧されますので難しいと考えております。

原発事故から8年、いまだ人が住める状況にはない地域も数多くあり、事故の影響の大きさを改めてひしひしと感じております。事故後、全国の原子力発電所が点検や新基準に適合するため運転を中止していたにもかかわらず、全国の電力供給は賄っていたはずですが。それに加え現在では、県内でも風力発電が海岸線沿いに立地するなど、全国的に再生可能エネルギーが見違えるほど普及しております。原発に頼らないエネルギー政策への転換を願わずにはられません。

次に、年金制度は国民が不安を抱かざるを得ないような内容の報道等が最近続いており、議員ご指摘のように全国末端までの経済好循環は感じ取れておりません。

そんな中、10月から消費税が10%となります。国では低所得者対策として、酒類・外食を除く飲食料品や定期購読契約に基づく週2回以上発行される新聞を対象に、消費税を8%とする軽減税率を行うこととしているようですが、国に対しては、軽減税率のみならず様々な分野においても暮らしを守るための国民目線での施策の展開を期待したいものであります。

6番 北嶋賢子

ありがとうございました。迷惑条例のことなんですけれども、数件の家から実際に音がうるさいとかきてるところもあります。何処どこは言いませんが、この家は塞ノ神の方に工場を持ってくれば、田んぼアートに来た人たちにも店を出してもらえれば、という風に思ってる所もあります。なので敢えて取り上げてみました。

消費税に関しては、あくまでも反対です。そしてまたちょうど再生可能エネルギーの話が出ました。原発のことがあるので、家も太陽光を始めました。1600万の借金をして、最初の年は60万の利益がありました。それで暮らしているわけじゃないですから。2年目は55万の利益がありました。天気がどういう風にならなかわかるんです。この利益によって。前の年より5万円今年足りなかつた、息子からの報告をうけてます。今年はすごく天気がいいから順調に改善しているということ言っていましたので、この再生可能エネルギーはこれからも原発の代わりとして進めていくのではないかなと思います。

消費税については、あくまでも立場としてこの後も反対していきたいと思えます。敢えて答弁はいいりません。ありがとうございました。

議長 村井 剛

これにて、6番 北嶋賢子君の一般質問を終わります。
次に、7番 加藤千代美君の一般質問を行います。

7番 加藤千代美

7番加藤です。通告に基づいて質問したいと思えます。まず最初に、人口減少と産業振興についてお伺いします。

過去に何回も質問してきたことですが、人口減少について、いま一度質問したいと思えます。方向性をかいて今日質問事項を出してるのがほとんど人口減少に関する問題ですので、その関係でお答えしてもらいたいと思えます。

まずこの人口減少を考える場合に、人口のダム機能という理論が最近でてきております。それに基づいて当局の意見を聞いていきたいと思えます。人口問題を考える時に、戦後1947年、昭和22年から49年の第1次ベビーブームの時は、4.32だった日本の特殊出生率、一人の女性が一生に産む子どもの平均値は低下傾向で推移し、2005年平成17年に過去最低の1.26を記録しております。その後は持ち直して2013年平成25年には1.43まで回復しているものの、依然として低い水準にあります。これが人口減少を招いている原因と思っております。

国の出生率回復数値は、置き換え水準を2.1とした場合と想定しても、非常に困難を伴うものと考えております。それをうたっている上で、16年後に出生率を2.1に回復すると人口減少が止まり、更にある一定の数値になって安定するのに60年の経過が必要であるという説もあります。本町においては年々人口減少が進んでいく中で、出生率回復率を何%想定し将来どのくらいの人口で町を運営するか聞かせていただきたいと思えます。

町の第6次総合戦略を見ると、人口の現状・課題を分析し、将来の目指すべき姿を展望した人口基準を想定したとあります。この中身を見ていくと、段々減っていくという数値は出ているけれども、どこで止めるかというのが出ておりませんので、その辺もお答えしていただきたいと思えます。

次に産業振興について考える時に、第1に人口、2にそれを遂行していく資本が大事と考えられます。わが町の人口減少がこのまま進んでいくと、経済のパイが限りなく小さくなり、ふぞくが減少し町を支える税収の減に繋がり、思うように政策の遂行ができ

なくなるのではないかと考えております。第6次総合計画には人口減少や高齢化による生産力低下対策として、後継者という農家担い手の育成支援や、労働力不足に課題のある農家への人的な支援を行い、営農が継続できるような仕組み作りを推進するとあります。また、28年から31年までの総合戦略では6項目あげて基本方向を示しているのが、いまはどこまで進んでいるのかをお伺いしたいと思います。並びに八郎潟過疎地域自立促進計画5年計画で32年までになっておりますけれども、この内容についても関連して答えていただきたいと思います。

町長 畠山菊夫 加藤議員のご質問にお答えいたします。始めに人口のダム機能、こういうのがどうい
うものか分かりません。そしてまた、出生率回復は何%、これは通告にありませんので、
後でお知らせしたいと思います。
6次総合計画の内容についてのご質問であればお答えしますが、それでいいですか。

7番 加藤千代美 6次総合計画と総合戦略と兼ね併せて、それから過疎の対策と、この3つを兼ね併
せて計画を立てていますから、それに基づいてお答えください。

町長 畠山菊夫 人手の足りない農家への組織的支援の導入、これ一つ挙げてますけども、農業従事者
又は体験希望者による手伝い業務のモデル事業化と、就農等を条件にした担い手研修制
度を導入です。これは秋田県と連携しながら「フロンティア研修制度」や「農の雇用事
業」を活用して行っております。
次に、特産品の研究開発の促進、これですね。

7番 加藤千代美 それは後からですので、今は人口問題、全体の人口問題、これは後で答えるとい
うことですか。

議長 村井 剛 加藤議員に申し上げます。加藤議員の通告書によりますと、表題1が、人口減少と産
業振興という題になっております。その詳細な内容については、人口減少の進んでいく
中で、どのようにしてどのような産業を振興していくのか、という質問項目になってお
りまして、詳細な内容が出されていなかったの、当局として現時点では不明な点があ
るので、後でお答えしたいというように私は理解しましたが、そういう点ではできるだ
け質問項目をわかりやすく提示してくださるようお願いいたします。

7番 加藤千代美 では聞きますけれども、人口問題を抱えるときに、私いろんな資料みたんだけども
、事実人口が減少しているわけです。そうした場合に、計算した時に、出生率というも
のに基づいて人口推計をしていったと思うんです。その課程を教えてくださいよ。何も
質問通告と違反してませんよ。人口30年にいくらになりますというときに、その推計
値があるわけでしょ、その推計値の出し方聞いてるんですよ。
それと産業振興のことですけども、28年から31年まで総合戦略に6項目あげてる
わけですね、それについては質問通告違反してませんよ。総合戦略の中で6項目書い
てるわけですよ。それがどこまで進行しているか教えていただければ。

町長 畠山菊夫 6項目にお答えしたいと思います。先程一つ目は言いましたけれども、特産品の研究
開発の促進、これは既存生産物の磨き上げのため、地場産品であるマガモ・ドジョウ・
イサザアミを使った商品の研究開発を促進します。現在マガモは1農家、加藤議員さん
、前には複数の業者おりましたけれども、なぜか1業者です。ドジョウはゼロです。イ
サザアミもゼロの状態を事業を促進するに至っておりませんが、町としてもマガ
モについては生産農家を増やしていきたい考えではありますが、今は1農家でございま
す。飼育の場所の問題もありますので、現在検討中であります。

3番目の生産物の販路拡大、商店街の空き店舗や既存商店を活用し、はちパル等での
販売を促進し、地場産の食材を使用した古くから伝わる湖東3町の伝統食の復活と地産
地消を推進します。空き店舗の活用については、現在までに2店舗が活用しています。
伝統食の復活については、つけご等があります。

廃棄ロスの削減の促進、これは枝豆加工施設の開設により、生食のみでなく冷凍やペ
ースト加工などにより、常時利用できる素材に引き上げる研究を促進しております。枝
豆アイスや枝豆の漬け物で対応していますが、JAさんとも話しましたが今のところそれ
以外のものについては、考えていません。

ブランド化による需要喚起と販売単価の向上、これは地場物産のブランド化を目指す
とともに、販売と情報発信の強化を図っていききたいと思います。八郎潟町環境保全米を
ブランド化すべく関東地区ふるさと会などを通じて情報発信をしております。いま八郎
潟町環境保全米推進協議会の農家の数は5農家となっております。

農業の生産性向上、これは農地中間管理j業による集積化、農業生産法人化を推進しております。農地中間管理事業による集約化は行っております。農業生産法人化については、今年度新たに1農家が法人化しております。

6項目となると、以上の答弁になります。

7番 加藤千代美 この6項目の中で注目したいのは6次産業化であります。6次産業化の中でどのルートをどのくらいまで伸ばす考えですか。

産業課長 千田浩美 町長の答弁にもありましたけれども、マガモ農家を若干増やしたいとは思っておりますけれども、やるという農家が今のところ出てきておりません。飼育場所の問題もありますので、現在検討中であります。

7番 加藤千代美 6次産業化というのは単純に生産だけでないんですよ。1, 2, 3を足したものが6次産業なので、生産から加工、販売までやるのが6次産業化の概念なんですよ。そうした中でマガモは6次産業化やっていますけれども、その他の物で6次産業化しているものは何ですか。

産業課長 千田浩美 その他の物となりますと、湖東農協さんの漬け物加工所になると思います。

7番 加藤千代美 湖東農協の問題がでてきましたので、関連して聞いていきますけれども、湖東農協の漬け物今から4年前からやって、その時に小泉進次郎議員が来て枝豆の漬け物を大変称賛していったという記憶があります。その後、漬け物加工はどのくらい進歩して、八郎潟町では、どのくらいの生産率、種類ごとにそれを積算していますか。と同時に、この漬け物加工やると県で推奨しているメガ団地構想というのが絶対必要になってくるわけですか。そういうのを考えているのか、いないのか。その実績等についてもお答え願いたいと思います。

町長 畠山菊夫 6次産業化はどこまで進んでいるのか、というご質問ですが、いまJAさんの漬け物、マガモ、そしてまた3月の議会でもご質問ありましたが、三倉鼻地区で取り組んでおりますジュンサイ、これが2, 3年後には収穫できるものと思っております。これが出荷できるようになれば6次産業化に繋がって参ると思っております。

湖東農協さんの漬け物の稼働率ですけども、年4日の休みを除いては毎日稼働しているようです。また、本町の作物の納入状況についてですが、湖東の野菜畑及び販売課を通しての卸は、湖東全体で約30名弱、そのうち本町の農家は5, 6名で、主にキュウリ、ダイコン、ハクサイを卸しているとのことでありまして。また昨年直接加工所へ持ち込みした方は3名ほど、ダイコン、ミョウガ、ズッキーニを卸しております。711キロでございます。

7番 加藤千代美 全体で711キロですか。

産業課長 千田浩美 711キロというのは、直接加工所へ持ち込んだ3名の方の合計であります。

7番 加藤千代美 いまキュウリ、ダイコン、ミョウガ、直接持って行ったのが711キロ、面積分かりますか。

産業課長 千田浩美 面積までは把握してございません。

7番 加藤千代美 いま農家は非常に苦しい段階で、県がなぜメガ団地構想をやっていたかというのと、稲作に頼るのではなくて、稲作以外の作物を推奨するためにネットワーク方式というものと、集団で団地を形成してやるのと2つに分けて推奨しているわけです。漬け物をやるためにメガはそれなりの面積、それなりの収量が必要なわけです。さもないと市場から相手にされないという経過があるわけなので、面積等の把握と数量等については、私たちに周知していただいて、私たちもその数値を基にして農家の方にやるように声をかけるとか、そういう指導をしていただく方法があるので、その辺についてはどうお考えですか。

産業課長 千田浩美 メガ団地構想につきましては、事業主体が農業協同組合等となってございます。ですので町としては今のところこれについて特別な検討はしてございません。ただし湖東農協さんからメガ団地をやりたいということであれば、それに対応していきたいと思っております。

7番 加藤千代美 メガ団地構想については、確かに農協が主体ですけれども、地域の特産ということになれば行政も頼まないとなかなか進んで行かないんじゃないかと思うんですよ。いま大潟村の人おりますけれども、大潟村ではタマネギを主体として1千町歩やるために行政と連絡を取り合ってるわけですよ。八郎潟町でもそういう体制を確立する必要があるんじゃないかと思うんですけど、それについてはどうですか。

町長 畠山菊夫 いまタマネギの話をしていただきましたけれども、それも質問用紙に書いていただければ調べますけれども、以前の話したとおり加藤さんの勘違いで大潟村は国策で事業をやっている話を、町がなぜできないか、ということをおっしゃいましたけれども、私たち後で調べたら大潟村の単独事業でした。そういうこともありますので、きちんとタマネギをこういう風にやって、こういう風になってるということ、ちゃんとおっしゃっていただければ私たちそれに加えて町としての対応等答弁できると思いますので、それと質問いまだこまでいってるのですか。ちゃんと順序を追ってやっていただければ、私たちもちゃんとお答えできると思います。

議長 村井 剛 今回の質問は、人口減少と産業振興ということで通告されて、その質問から実は2番目の農業の法人化の湖東農協の漬け物の稼働率という④番に話が飛んでしまったということもあったようですので、そこら辺順序立てて質問していただければと、当局のお願いのようでもありますので、その点も含めながらよろしくお願いたします。

7番 加藤千代美 質問もそうですけれども、答弁が絡まってきているので中身違ってきただけですけれども、6次産業化が一番大きな問題ですが、ジュンサイとカモがあると、それで6次産業化の中でも米については考えていないのですか。

産業課長 千田浩美 色々ありますけれども、今のところ米については考えておりません。

7番 加藤千代美 再度確認しますけれども、6次産業化については今はカモと漬け物と2つの視点ですか。

町長 畠山菊夫 私先程答弁いたしましたけれども、ジュンサイも今やっております。

7番 加藤千代美 その3種類ですね。

産業課長 千田浩美 今現在はその通りでございます。

7番 加藤千代美 では④の漬け物工場については先程申しましたけれども、後から面積と生産率、その数量を資料として出してください。

産業課長 千田浩美 面積と数量という話ですけども、それは3名の方だけでよろしいでしょうか。

7番 加藤千代美 私が聞きたいのは3名の方ではなくて、町全体として面積と数量を教えてください。

産業課長 千田浩美 面積は調べればもしかしたら出るかもしれませんが、数量につきましては湖東の野菜畑さん、それから販売課を通していきますので、湖東全体の中での数字となりますので、誰の分が入っているか分からないという回答でした。

7番 加藤千代美 八郎潟町の出荷総額が分からないということですか。

産業課長 千田浩美 農協さんに確認してございますけれども、全部販売課、それから湖東の野菜畑さんを通してくるということで、湖東全体の野菜がそこに集まってそこからくるということですので、誰の分かは分からず状況です。

7番 加藤千代美 もう一回確認します。個人の作付け面積は分かるわけですね。個人の生産額は八郎潟町全体の数値は出てないということですか。

産業課長 千田浩美 漬け物加工所に入るのか、店頭でそのまま売られるのか、分かりません。

議長 村井 剛 加藤議員に申し上げます。漬け物の事柄についての面積と数量を後で提示してください。

い、という話で進んできたようでありますので、そのことについては湖東農協に問い合わせた所、農協として把握しておらない、いわゆる野菜畑から物が届くので、野菜畑に出荷した場合には直接販売される物もありますので、その点農協としては詳しく把握しておらない、そういう風に私は理解しましたけれども。

7番 加藤千代美 そうすると、実際に個人でどのくらいの面積やって、どのくらいの収入があったかという事は分からないということですね。

産業課長 千田浩美 漬け物の加工所に関してはそうです。ただし農協さんに卸したのものについては、これから農協さんに問い合わせしていきます。

7番 加藤千代美 最初からそう言えばいいのに、私が聞きたいのは面積の中で漬け物工場に行ったのもあるだろうし、野菜畑に行ったのもあるかもしれません、しかしそれに対応するためにどのくらいの面積でどのくらいの物を作っているかというのを分かりたいんですよ。それをじゃあ後から聞いて教えてください。それが一つ。
それから行政と湖東農協との事務体制についてはどうなっているかお伺いしたいと思います。町の産業を振興していくためには、農業分野に関しては湖東農協と不可欠な関係にあると思うんですけども、その調整はどうなっていますか。

町長 畠山菊夫 町とJAの関係については、地域農業再生協議会、病害虫防除協議会などで、それぞれの担当職員同士で連絡を取り合って事業を進めていっております。

7番 加藤千代美 いま防除協議会がありましたけれども、防除協議会でどのくらいの面積を散布しているのですか。

産業課長 千田浩美 今年の予定では416町歩ほどを予定しております。予算の段階です。

7番 加藤千代美 だいたい防除も終わってきたと思うので、終わった段階で然るべき数字を教えてください。これ何故かということ、防除協議会に頼らないで個人に頼ってるケースが非常に多くなってきているんですよ。なぜ防除協議会に頼まないかということ、薬の散布の方法が急に曖昧だという声があります。その辺については、指導はしているものですか。監視はしてるものですか。

町長 畠山菊夫 防除協議会の中ではそのようなお話し合いはございません。

7番 加藤千代美 なければいいのですが、協議会の中に入っている方からそういう声が出てきているので、町長が無いということであれば再度、私その方に私聞きますけど。そこを確認します、もう一度。

町長 畠山菊夫 協議会の中ではそういう声は聞こえておりません。個人的にもしかしたら加藤さんのところに行っているかもしれませんけれども、もしそのような方がおりましたら、うちの方に連絡をいただければ対応したいと思います。この一般質問ですることでもないかと思えます。

7番 加藤千代美 次⑥番目の農工一体という考え方があるのですが、農工一体の秋田バージョンの歴史を見てみますと、この思想に基づいてやってきたのは、齊藤けんぞうさん、今のTDKの前身ですね、それがやって来た訳ですね。その次に農工一体の考え方を受け継いだのが、小畑勇二郎であったわけです。それを実行してきたのが、飯田川町の湊さん、湊工業ですか。というのがやった訳です。基本は何かということ、農家が農家以外の収入を得て農家個人の生活を安定させるために、結果的には兼業農家になるのですが、何とかして農業の個人所得を上げるという考え方で思想が出てきたようでありますけど、八郎潟町においても、段々農家が縮小されていく中で、この考えを取り入れる気持ちがあるのかないのか、お伺いしたいと思います。

町長 畠山菊夫 いま先人の皆さんのお話ししましたけれども、それがどうであったかというのは今おっしゃっただけでわかりませんけれども、答えとすると、農家の仕事を続けながら地元の企業で働き現金収入を得るといふ、要するに兼業農家のことと思えます。確かに個人の所得を上げるために企業は副業を認める風潮がありますので、農工一体という今こそ必要な時代になってきたのではと考えております。一日8時間仕事をしてきてから農業を行うとなると、3・4ヘクタールが限界だと考えております。

7番 加藤千代美 八郎瀧町では一時、今もそうかもしれませんが、企業誘致を懸命に行うという考えもあったかと思えます。その考えはこの考えと似てると思うのですが、後で触れますけども農業の法人化の中に出てきますが、法人化が進んで行くと農家になれない方が出てきます。その人たちを吸収するためにも、やはり農工一体というのを再度考える必要があるんじゃないかと思うのですが、私たちの地域でも前には工業団地というものがある、一時期は潤って人口が増えたということがあります。そういう過程をみると、今一度取り入れる必要があるんじゃないかと思うのですが、それはどうですか。

町長 畠山菊夫 先程お答えした通りでございます。

7番 加藤千代美 農業の法人化についてお伺いしたいと思います。いま農業の法人が7団体あるわけです。法人化を見てみると、中身は稲作中心が主なものであるようです。中には枝豆やキャベツをやっている人もおります。多い面積で7ヘクタールか10町歩くらいやっているんですけども、法人化の形態を見ると、ほとんど家族経営のような状態なんです。法人化が進むと今までやってた農家はその土地を委嘱するから農業を辞めなければいけない、辞めるような事情があつて委嘱するんだらうけども、そういう状況があるわけなんですけど、その点はどのように捉えていますか。

町長 畠山菊夫 法人化すべきだと思っております。青色申告にも移行して下さるように指導はしております。本町において認定を受けている生産法人は現在7社あります。その全てが稲作を中心に営業を行っております。

7番 加藤千代美 稲作中心ということであるんですが、稲作中心では、なかなか所得が上がらない。そういう中で法人の経営体制、作付け体制というのを、どのように指導していく考えですか。

町長 畠山菊夫 園芸課メガ団地こういうものに移行していくのも一つの施策でもありますし、枝豆に転換していくのも、一つの施策であります。米に頼らない農家、これは私どもも進めていかなければと思っております。ただ面積も大きくしなければいけない条件もありますので、法人化して面積を増やしていかなければなかなかできないわけで、ブランド化していくのも、私たちの進めている一つの施策であります。

7番 加藤千代美 面積を増やすという段階で、優良農地で不登記農地とか、他町村に面積が渡っていくケースもあるわけですね。その辺はどこまで把握していますか。

町長 畠山菊夫 中央団地については把握しております。

産業課長 千田浩美 今この場で細かい面積までは把握しておりません。ただし各町村の農業委員会を通して、こちらに移動届がきますので、それで把握しております。

7番 加藤千代美 私はいつも言うのですが、優良農地というとは私は大瀧村の増反地あると思うんですよ。その増反地、大瀧村の人が買い占めているという状況があります。逆にうちの方から買ってくれと要望されている方もあるようです。中には価格の差があるわけなんです。私たち町内で買う価格と大瀧村の人が買っている価格に差があるわけなんです。そういう状況は把握していますか。

産業課長 千田浩美 加藤さん言われる通り、中には高く買っている農家もあるみたいです。ただし平均的なものとしては、増反地につきましてはだいたい60万程度と把握しております。

7番 加藤千代美 既存田と周辺町村ではだいたい20万くらい差があると思っておりますけども、これは中央管理機構を利用して、その不足分を補った上でも、八郎瀧町民が取得するという方法は考えられるものですか。

産業課長 千田浩美 中間管理機構を通してということですか。それは手当方式になっておりますので、考えられると思えます。

7番 加藤千代美 今まではそういうことを要望した人間はいたのですか。

産業課長 千田浩美 売買に関しては、私の知る限り今のところおりません。

7番 加藤千代美 ちょっと例は違いますけれども、こういう例があります。いまハウレンソウを栽培したり、私もそうでしたけども、ハウスの補助金をもらうために役場に来たところ、そういうお金はありませんと言われて帰って行った方がおります。私もそうでしたが、ところが県に直談判したところ、こんなものがありますよ、ということで私もその補助金を出しております。私の他にもそういう人がおったわけです。やはり行政としてもそういう要望に応えるべく努力するか、若しくはそういう補助金があるのをいち早く周知して喚起を促すか、そういう方向はどうか。

産業課長 千田浩美 我々もその話は把握しておりません。

7番 加藤千代美 今回の補正予算に上っておりますよ。一つは。

産業課長 千田浩美 補正予算には上っております。確かにハウレンソウです。ただし事業対象になっておりますので、要求しただけです。

7番 加藤千代美 事業対象になっているというよりも、町の方にハウレンソウをやる方、私の場合もそうでしたよ。役場に来たところ、それは無いと、はっきり答えられたんですよ。それで私は県の振興課に直接行ってその補助金をもらって来て、後で町に通知して私のところに補助金が来たという経緯があります。

町長 畠山菊夫 その話は私も課長も把握しておりませんが、なぜ断られたんでしょう。

7番 加藤千代美 そういう補助金はありませんということで断られてるんですよ、今回もそうですよ。そして、今回の方もある法人に相談に行って、それで法人の方が一生懸命努力して県の方から頂いたと、それが逆輸入されたんじゃないですか。

産業課長 千田浩美 今回のハウレンソウのハウスに関しましては、農家の方が直接こちらの方に来ております。ですので話がちょっと分かりません。その方が誰なのかよく分かりません。加藤さんが言っているのは。

7番 加藤千代美 名前出してもいいけども、やはり単純に答えるのではなくてやっぱり親切に指導していくというのが一つの考えではないかなと思います。

町長 畠山菊夫 そういうことがありましたら、用紙に書いてくれれば私方も調べます。何故こうなったのかという対応を、この場でもお話します。いきなりそういうことを言われても、それが本当であったのかどうかということとは分かりませんので、私方も答える余地がございません。その辺の私言うことではないんですけども、議長さんからも強くお願いしてもらいたいと思います。

議長 村井 剛 加藤議員に申し上げます。通告に従いまして出来るだけ質問して頂きたい、という風に思います。はい、加藤議員。

7番 加藤千代美 次、定住・移住について聞きたいと思います。定住・移住を進めて行くためには、町の特徴、町の特産品の紹介をあらゆる機会を捉えてアピールすることで始まりますが、マスコミを利用することは勿論であるがその他の機会を捉えてアピールすることも重要と考えるのでありますが、町では全国でどのような機関を利用しているのかお知らせ頂きたいと思います。

町長 畠山菊夫 質問要旨がどこまで進んでいるか、どんな方が移住・定住しているかというご質問ですので、どんな人を対象に定住・移住しているのかというご質問も含めまして、お答えしたいと思います。まずはじめに、定住・移住についてどこまで進んでいるのか、町では平成28年度から「ふるさと回帰支援金」を、また今年度から「移住支助成金」を予算化して移住・定住対策に取り組んでいます。次にどんな方が移住・定住しているかということですが、個人面談をしていないので把握はしておりません。ただ参考までに、平成28年度から平成30年度までで305

名の方が本町へ転入しています。その内243名の方が秋田県内からの転入者でございます。

次にどんな人を対象にということですが、「ふるさと回帰支援金」は就職のため町へ移住・定住する方で、45歳未満の転入者または新卒者で転入及び卒業から就職までの期間が一年未満である方、移住支援助成金は町外から当町に移住する世帯で5年以上継続して町に住居する意思があり、世帯主は60歳未満の方であることを対象としております。

7番 加藤千代美 250名から243名という数字が出ましたけども、定着率はどうなってますか。

町長 畠山菊夫 253名からいくらでしたっけ。おっしゃったことは。

7番 加藤千代美 実際に定着しているのは何名ですか。

町長 畠山菊夫 あの正確に聞いてください。28年度から30年度までで305名の方が本町へ転入しています。その内243名の方が秋田県内からの転入者でございます。

7番 加藤千代美 243名の方が転入してるということですけども、その方々は主にどういう職業に就いてるんですか。

町長 畠山菊夫 答弁でもお話ししましたが、個別面談をしていませんので把握はできません。

7番 加藤千代美 個別面談をしていないということは、戸籍の住民票の移動の届け出の中でこの人数を把握しているという段階でいいですか。

産業課長 千田浩美 加藤議員のおっしゃる通りでございます。

7番 加藤千代美 今の考えを聞くと住民票で転入した者については、すべて移住・定住の考えに基づいてやってるという、なるということですか。

町長 畠山菊夫 本町へ転入した方の今数字を示しただけでございます。

7番 加藤千代美 じゃああの、町長の考え方として移住というのはどういう考え方でいらっしゃいますか。移住といった場合には。

町長 畠山菊夫 移住は移住です。

7番 加藤千代美 私どもが今聞いているのは、人口を増やすためにどういう形でやってるか、この移住・定住の考え方については、移住については逆の考え方をすれば昭和35年辺りは東京にどんどん就職して行った訳ですよ学校を卒業して、それは向こうに所得があつて未来があるから移住していった訳です。逆に地方では企業が無かったから転入する方が少なかった訳です。

そういうサイトで考えた場合に、どんな職業に就いているかということに移住・定住の中では概念規定として、把握する必要があるんじゃないですか。ただ単に社会現象の移住・定住じゃなくて、その辺を教えてくださいよ。

産業課長 千田浩美 本町では今年の4月から転入してきた方に対しまして、先程町長も申しました「ふるさと回帰支援金」のお知らせ、それから「移住支援助成金」のお知らせ等配付しております。ただ話を伺う今の段階では申し込みは今のところないということでございます。

7番 加藤千代美 そうすると単なる社会現象などの人口の行き来だけのものに移住・定住という考えに捉えてるという具合に捉えてもいいじゃないですか。その辺が感覚の違いだろうけども。

町長 畠山菊夫 個人情報になりますけども、転入してきた方に私方いろいろ町の施策とかこういう風にやればこういう風な便利さもありますし、こういう風な優遇もありますよということ全てこうお知らせはしております。

そうした中で町にいろいろ相談を伺いながらやって、定住している方もおられると思

います。ただ面談はしていませんので、何処に就職しているのかそういうのがなかなか把握できていないのが現状です。

7番 加藤千代美 一つ例をあげますけども、三種町の一里塚にもりやま君という移住・定住者がおります。この方が前回町議会議員選挙に出て、落選しましたけども彼の来た経路というのは、やっぱりこの移住・定住の支援センターに行って、三種町の紹介をして農業をやりたいと、こういう方向で定住した訳です。現に今、農業をやってPTA活動、それから議会活動、ボラティア、そういうのを一生懸命やっています。そういうのを私、移住・定住という具合に見てるんですよ。

それで三種町では一里塚の事務局長をやった清水さんという方が、ふるさと回帰支援センターというのは、有楽町ですか銀座ですかそこにあります。秋田県も介入しています。

そこに頻りに顔を出して情報交換をして会員を募ると、そういう形の中で三種町の良さというものを把握した方がそこに住み着いてる、ただ移って来るのじゃなくて地域を把握した上で移住して来る方を、移住・定住という具合に概念付けしてる訳ですね。

このふるさとという回帰フェアが今年ありますけども、この雑誌の中にこれがふるさと回帰支援センターの資料なんですけども、この中身を見てもほしいという形のもを移住・定住という具合に概念付けているようですが、町の考え方とはちょっと違うようなので質問はこの位にしておきます。

次に空き家対策についてお伺いします。空き家対策とうのは空き家が相当ある訳なんですけども、この利用方法についてはいろいろあると思いますけども、主にこの空き家をどのように利用したいと考えているのでしょうか。単純に壊すということも一つの方法ですけども、空き家の中で再利用できるものは、工業誘致の考え方とかそういうものをするという風な考え方とかあるのですが、もう一つ私例を出しますけども、五城目でも空き家対策というもので有名な、有名というかその地域にとってはちょっと名前が知られた方で高堂さんというさきがけ新聞の要説員がいました。

これも空き家になってしまった訳ですね。この利用を地域のコミュニティセンターとして活躍してみんなが憩える場をつくってるという例があります。八郎潟町ではそういう考えもあるのかなのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

町長 畠山菊夫 いろいろこう名前おっしゃっているいろいろ出しましたけども、そういう方が今どういうような状態にいるのか、どうして移住されたのかそういうことも含めまして、事前にそういう情報を頂ければ私方も調べて答弁もできますけども、加藤さんのおっしゃっていることがどこまで本当なのか、それが分かりませんのでその答弁はできません。その方に対しての答弁は。町のやり方がその人達に合ったやり方なのかどうか分かりませんので町が今やってることは予算も付けておりますけども、加藤さん自身が今迄他の議員さんの質問の中で把握してると思います。

そうした中でご質問したのであれば、お答えしますけども本町では今年度から空き家バンク制度を実施しています。これは分かりますよね。

空き家の間取り、電気・ガス・水道、保育所・幼稚園・小中学校までの距離などの情報を登録し、利用希望者に情報提供を行い、空き家の利活用を図ることとしています。

現在の状況については、以前実施した空き家の調査結果をもとにした個別相談、広報誌やホームページなどで情報提供しています。

空き家が管理不全な状態にある場合は、その所有者、相続人、財産管理人に対し、修繕等の処置をお願いすることになりますが、所有者や相続人等が町内にいないなど不明の場合は、連絡に時間がかかることが多々あります。

適正に管理されたものであれば、町の空き家バンクへの登録が考えられますが、それ以外については、利活用する考えは現在のところは持っておりません。

7番 加藤千代美 空き家バンクについては、はちらぼで一生懸命やるということなので、あつたはずですよ。はちらぼの中で空き家等についても、対策を考えてやるという初心の表明であったと思いますけども、その辺ははちらぼを中心としてそういう会議を行ってるということですか。

産業課長 千田浩美 その件に関しましては、当初そのような予定でございましたが、やはりホームページ等の関係から町でやった方がいいということで、町の空き家バンクとそのようにしてございます。

7番 加藤千代美 情報を発信してるけども、空き家を利用したいという方はまだ見えないということですか。

産業課長 千田浩美 空き家を利用したいという方は、何人か連絡はもらってございます。ただし、空き家の所有者がこのバンクに登録しないとそれがマッチングできませんので、今のところ空き家の所有者からこのバンク利用したいという方が、今のところゼロということでございます。

7番 加藤千代美 じゃあ私の希望として、空き家を利用した今インターネットが盛りですから、プログラマーとか何かを呼び込んでやるというのも一つの利用方法だと思うので、現にそういう具合にして成功している町村もあるので、そういう点もアピールして頂いて、空き家が少なくなるように希望して、私の質問を終わりたいと思います。

議長 村井 剛 これにて、加藤千代美君の一般質問を終わります。
なお、加藤議員に申し上げますが、真意を深める意味において一般質問の通告は出来るだけ詳細に正しくお願いしたいという風に思います。
なお、昼食のため1時30分まで休憩いたします。1時30分から午後の部を始めますのでよろしくお願ひいたします。
(休憩)
(再開)

議長 村井 剛 それでは午前中に引き続き会議を再開いたします。
なお、6番 北嶋賢子君から欠席の届け出がありました。
それでは一般質問に入ります。
5番 石井清人君の一般質問を行います。はい、5番 石井議員。

5番 石井清人 5番 石井清人です。一般質問をさせていただきます。
まず始めは、農地中間管理事業で売買も扱えないかであります。
農家の減少が止まりません。私が入っている集落営農組織の平成営農組合は平成19年に発足しましたが、当時組合員29名でスタートしました。しかし高齢化で農業をやめて脱退した者、本人が亡くなって農業を継ぐ人がいないため脱退となった者など、組合を離れていく方が多く、現在は14名に減少しています。このようなことは本町全体で見受けられることだろうと思います。農水省の調査によれば農家人口は1990年から2000年の10年間で2割以上減少しており、さらに2020年には農家人口は2000年の6割になるとも予想されています。10年前からすれば本町農家はそのくらい減少しているもののでしょうか。農業を継ぐ人がいないとすれば田んぼは委託に回すか処分するしか方法はありません。

本町では担い手が足りているのか、不足しているのか。現状はどうでしょうか。担い手とされる認定農業者や農業法人が、今後規模拡大を希望している面積はいくらでしょうか。そうすれば今後委託に回るだろうと見込まれる面積を賄えるのか否かが推測できます。もし委託されると見込まれる面積が大きく、受託能力が間に合わないとなると、そこで担い手の確保が必要になるわけですが、若手認定農業者を育てていくとか、法人組織を立ち上げて規模拡大をすすめていかなければ本町の農地は荒地地となる可能性があります。そういう方を支援していくことが今後本町農業の継続につながるものと思います。そういう調査があればいいのですが、現在、町の対応としては農地集約に対しての補助金がありますが担い手農家の育成に効果があると思いますので農業者にこのことをもっと啓発をお願いしたいです。

さて、農家の高齢化、廃業によって農地の出し手はますます増えてきます。現在は農地中間管理事業がありますから、農地の出し手と受け手をあっせんしています。この仕組みがなかった頃は出し手農家が農協へ相談に行ったり、農業委員会へ相談に行ったり、自分で心あたりを探すなど手間暇がかかったようですから今はたいへん良い仕組みになりました。しかも出し手には協力金が支給されますし受け手は10年以上の耕作が保証されますから営農計画がしっかりします。

ところでこの事業のパンフレットを見ると『農地の「貸したい」をサポート!』とか、『農地の貸し借りをおまかせください!』とあって内容もそれに沿った説明です。売買については一切説明がありません。しかし、農業をやめたいと考えている人の中には田んぼを全部処分したいと考えている方もいるはずですが、しかし買ってくれそうな人の情報は持っていないと思います。自分で買ってくれそうな人を探すというのは大変なことです。また場所にもよるが売買価格がどのくらいの水準にあるのか農家はなかなかわからないものです、一方受け手とされている規模拡大農家からも中間管理事業で販売も扱ってほしいものです。

新規に農地を委託に出す農家の数と面積はどのくらいあるもののでしょうか。そして中間管理事業によるもので経営転換協力金を受け取る人、つまりリタイヤや経営転換など

で農業をやめる方は年間どのくらいいるものか。合わせて田んぼの売買価格はどのくらいになっているもののでしょうか。参考までに教えてください。これが一点目の質問であります。

次に、二点目の質問に入ります。

題名は、未利用町有地の活用方法の提言であります。

平成の大合併では五城目町、八郎潟町、井川町の3町合併が協議されましたが、結局頓挫しました。そして平成17年頃の話ですが、単独で財政運営をしていく方策として大道駐車場を3億円で分譲し歳入に充てるということが自立計画に盛り込まれました。結局この分譲計画は行いませんでした。でも町が所有していた小面積の未利用地は何か所か売却したことがありました。今後も町が使い道のない未利用地は公売に出して処分することを進めます。

またどうしても買い手が見つからないだろうという未利用地は太陽光発電施設も検討することを提言します。太陽光発電による売電は当初は1kwhあたり40円くらいしていたそうですが、現在は18円までに下がりました。さらに2020年度には14円まで下がるそうです。しかしながら、まったく使い道がないと思われる土地を塩漬けしておくのも無駄に思います。たとえばうたせ館駐車場と田んぼの間にある草むら、夜叉袋踏切の東側にある三角土地、創作館あと、高岡コミセン脇にある旧プールの跡地などがあげられます。いま太陽光発電施設は2000平方メートル以上は許可になりません。むしろ小面積が適しています。そして投資と効果を比較して耐用年数20年とすれば当初10年は経費倒れになりますが、11年目から20年までは収益が見込めます。ただし、売電価格が現在の水準ですからそれが下がれば違ってきます。2020年度予算編成の際に検討してみてもいいでしょうか。

次に、うたせ館南側の残土を盛ってある約9000平方メートルの未利用地がありますが、私の提案を述べたいと思います。本町に観光客を呼び込む観光資源としては願人踊り、田んぼアート、一日市盆踊りがあります。どれも誇れるものです。これに湖岸オートキャンプ場はどうでしょうか。八郎潟町第6次後期計画を策定する際に検討してみようことをすすめます。私も農作業の折、湖岸を通りかかりますが、5月頃から夏場まで大潟橋の下の緑地にテントを張っているのを見かけます。これからは日本も欧米並みにキャンピングカーで旅行するのが流行するのではないかと思います。実際に道路を走っていてもキャンピングカーが走っているのを多く見かけます。電源付きのオートキャンプ場は駐車スペースと芝生が一体となっています。各地の例を見ると利用料は1泊4000円程度が多いです。6月から9月までの4か月程度の営業で良いと思います。受付や管理人の常駐はうたせ館が使えます。トイレもあるし水場を設置すればよいだけです。県内にはオートキャンプ場というのはあまり聞きません。キャンピングカーで旅行する人にとってはありがたい施設だと思いますし、町でも観光客増加に結びつくと思います。実は、平成10年前後だと思いますが当時の町長さんが湖岸開発計画構想というものをしています。それは湖岸キャンプ場です。かなり具体的な青写真もできていたはずですが、とん挫したまま現在まで塩漬け土地になっています。この構想を復活させてみるはどうでしょうか。2017年10月にこの未利用地を利用して分散型エネルギー施設を導入し排熱利用の特産品開発を行う試みが発表されました。しかし事業者は水質の関係から特産品開発施設を三倉鼻地区で行っています。それでこの未利用地をどう使うか私なりに考えてみたのが今回の提案であります。入り込み予想など調査して可能であれば第6次基本構想後期計画で実施することを提言いたします。

次に町有地管理のことですが、この仕事は地味であり日常業務にはかかわりないのですが大切なことです。民地の中に官地があるという話や、また官地だけれど登記上は民地のままだという話も聞きますがそういうところは把握しているのでしょうか。そして、町有地の中には法定外公共物も入ります。これは数多くありますからなかなか現地把握や管理も難しいのですが、侵害したり占有したりする事例もあるようですので適正管理をお願いいたします。特に法定外公共物となっている土地や水路、沼には地番がついているところもあります。しかし実際には民地の一部となっているところもあります。そういうところは購入してもらわないといけないのでよく調べて適正処理をしていただくをお願いいたします。これが二つ目の質問です。

以上二点について、一般質問ですのでよろしくご答弁をお願いいたします。

町長 畠山菊夫

石井議員のご質問にお答えいたします。

10年前から比べて農家はどの位減少しているのかとのことですが、2005年農林業センサスによると経営耕地のある経営体数は453名、2015年農林業センサスでは296名と157名減少しています。

また、担い手が足りているのか不足しているのかとのことですが、現状の農家の状況からいって十分ではないと思っています。

なお、担い手とされる認定農業者や農業法人が今後規模拡大を希望している面積についてですが、平成29年度の人・農地問題加速化支援事業で行った調査によると現状よりも約294ヘクタールの規模拡大を希望しています。

また、農地中間管理事業についてですが、この事業は、担い手への農地集積と集約化を推進し、農地の有効利用や農業経路の効率化を図るため、農地の中間的受け皿となるために創設されています。この事業は、農地の賃貸借を主としておりますが、石井議員の言われる売買については特例事業で対応しております。

よってそのような方がおられましたら、産業課へお知らせください。

なお、新規に農地を委託に出す農家の数と面積についてですが、利用権設定を結んだ数は、昨年度は41農家で17.8ヘクタールとなっています。

また、中間管理事業により離農する方の人数ですが、平成27年度が11名で10.12ヘクタール、28年度が2名で1.1ヘクタール、29年度が7名で3.48ヘクタール、30年度が3名で3.59ヘクタールとなっており、この制度が始まってからは23名の方が離農しています。

最後に、田んぼの売買価格についてですが、昨年度の実績では条件等にもよりますが、八郎潟土地改良区管内では10アール当たり約40万円で取引されております。

次に、町有地の未利用地を活用のことですが、私も以前活用については、公募したこともありました。その結果、売れたところもございます。

未利用地を太陽光発電施設に利用を、とのご提言についてですが、ご指摘のように再生可能エネルギー固定価格買取制度による買取価格は、10kw.以上2,000kw.未満で、1kw.当たり2019年度は14円、2018年度が18円、2017年度が21円制度当初の2014年度は40円と、年々その価格が低くなっております。

施設投資額が低くなっている現状にあつて、今後も採算がとれるという見方がある一方今年6月には、経済産業省が「再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会」を開催し、FIT制度の抜本的な見直しに関し、今後の方向性を探る議論が始まったようです。

また、太陽光発電施設が耐用年数を迎えた後の廃棄物処理方法が確立されておらず、不確定な将来の処理費用をも考慮すると、太陽光発電の事業実施に対する不安材料が多く、町が事業者となることは考えておりません。

なお、町有地の未利用地を活用して太陽光発電を実施したい、という企業等からのご相談があつた場合は、未利用地の貸与や売却について、前向きに取り組んで参ります。

次に、うたせ館南側の町有地にオートキャンプ場を、というご提言ですが、当該土地の一部に民地があり、幾度となく交渉を重ねておりますが、買収の目途はたっておりません。

また、キャンプ場として賑わう季節には八郎湖岸のアオコ臭が気になり、現時点で敵地とは考えておりません。

以上のことから、第6次産業基本構想後期計画には、当該町有地を活用した事業実施については困難と考えております。

次に、法定外公共物を含む町有地の管理についてであります。実施に当たっては相手方の時効権利等問題も発生する場合がありますので、慎重な調査が大前提となります。平成29年3月に制定した「八郎潟町法定外公共物管理条例」に基づき、適正かつ公平

に管理できるよう努力して参ります。以上です。

5番 石井清人

もうちょっと分からないところを議論詰めたと思いますが、まず一つは私が安心したのは、今後担い手が規模拡大を希望するというか、受けれる面積は29年度調査ですけども、297ヘクタール、約300ヘクタール位は担い手は受けれるということですから、当分の間は農業をやめる方が委託に回しても受けれるんで、その部分は安心した訳です。

一つ確認したいのですが、この農地中間管理機構では特例で事業に入ることなんだけど、もともとこの農地中間管理事業の法的根拠は、農地中間管理事業の推進に関する法律、これが基となつておまして、農業公社から町が受託してやっているとことだろうと思いますが、そうするともし公にはやっていないけれども、相談があれば受けるという解釈でよろしいのか、そこを後で教えてください。

8月の町の広報でも、中間管理事業のことが載つてあつたんですけども、貸し借りということで売買とは謳つてなかつたので、そこで終わりだと思つてあつた訳です。

まず特例事業としてはあるのだから相談すれば受けるということで、そうすれば受ければやるということだから、やるということなのかな。そこら辺り後ではっきり教えてください。二つ目ですね、それお願いしますね。

それから、売電施設、太陽光発電のことは了解しました。それからオートキャンプ場

についても、確かにおっしゃる通りで、町長の言う通り夏場はアオコが出るのでマイナス材料としては確かにその通りです。分かりました。

それで四つ目に話した民地の中に町有地がある、町有地なんだけども民地だという話は、じゃちょっと聞くんだけど、これは町長言う通りに難しいしっかり現況を把握しないとイケない、例えば或いは売買してあった民地の中に町有地があるという話は、もう売買してあったんだけど、その時嘱託登記がなされてなくて民意がそのままであったのか、或いは払い下げという手続きをしたけれども、やっぱり嘱託登記がなされてなかったのか、でそのままだったのか或いはそうでなくて個人が管掌を侵害しているのか、ここ辺りはやっぱり調べてみないと分からないと思うし、今々それを解決せということも必要ないとは思うんだけど、でもいづれそういうところはしっかり認識して、こういうところがあるよということでは役場の中で持っていかなければならないと思います。

話聞くと、やっぱり一日市村という登記があるということだから、これはおそらく相当古い登記だなという風に思います。そういうところをまずよく把握しておいてほしいものだなと思います。というのが私の希望です。

町長そうすれば農地中間管理事業、やっていないんだけど申し出があればやるという解釈でよろしいですか。

産業課長 千田浩美 この特例事業につきましては、私考えるに以前から公社さんでやっている売買事業それだと解釈しております。それに今回中間管理機構になりましたので、そういう特例ということで新たに付けていると解釈しております。

事業自体は前からあったものと同じです。公社さん通して売買した場合、1,500万円までは特例控除受けることができますので、それが使えるということです。

ただし、この公社の特例事業を使った場合は、協力者に協力の交付金が支給されないということになっております。賃貸借の場合は、協力金が支払われますけども売買の場合はそれはないということです。以上です。

5番 石井清人 今のその公社を通して売買すれば、公社事業で公社が中に入ってその登記もやるし、お金の受け渡しも中でやるんだけど、それは公社事業であるんだけど、私が今言っているのは農地中間管理事業だから、農地中間管理事業として町が中に入ってその受委託と同じように、売買を町の農業委員会でやるかということなんだよね。

そこでまず、やってないけども農家から話が出ればやるという考えなのか、そのところが分からないので、もう一度確認をお願いします。

産業課長 千田浩美 以前からある公社の売買事業のことです。ようするに町を通して公社さんに農地を預ける、で公社さんが改良する訳です。これは以前からあったものと同じと解釈してます。後、町が中に入りますので解禁についても町の方で探すことになります。

5番 石井清人 再再再質問は議長の許可が得るので、再再再質問をお願いしたいんだけど、いいですか。ちょっと私がこう受け取る解釈が違ってるのか、課長が私の言った意図が分からないのか分からないけども、農地中間管理事業であれば、出し手がまずこここの田んぼは離したいから受け手がいないかとすれば、近隣の中で規模拡大農家、認定農業者がいて、町の方で当たってくれますよね。

それと同じようにこの田んぼを処分したいと、その田んぼの近くにある認定農業者で規模拡大農家で、例えば誰々が何百万でこの田売りたいから受けないかと、町の方でそういう風にして中に入ってやってくれないかと、自分で間違っていないというその考え方なんだけども、言ってることと議論は同じことなのかずれてるのかそのところなんだけども、そこ一つお願いします。

産業課長 千田浩美 農地の所有者、これが町村の農業委員会を通して斡旋利用調整になりますけども、それを農地中間管理機構の方にお願います。そこで農地中間管理機構の方で買入れします。そこで買入れして認定農業者さんなりに売り渡しをする、そういうことですけども。町の斡旋は出来ます。

議長 村井 剛 石井さん、いいですか。

5番 石井清人 再再再質問で後終わったので。

議長 村井 剛 若干、休憩します。

(休 憩)

(再 開)

議長 村井 剛 会議を再開します。質問いいですか。
これにて、5番 石井清人君の一般質問を終わります。
次に、10番 金一義君の一般質問を行います。はい、10番 金議員。

10番 金一義 じゃあ質問させていただきます。
自分の質問は4問で通告してございます。本題に入る前にちょっと書いてきた文書を
結局、今回の質問というのは高齢化問題が主に質問の題になっておりますので、その辺
をお話します。

わが国は、これより未曾有の高齢化社会を迎えようとしています。その度合いはこれ
までの高齢化社会と比べものにならない超高齢化社会といっても過言ではない程のもの
で、私たちはこの超高齢化社会にどう立ち向かっていくかがポイントになっていくもの
と思います。

少子高齢化社会影響が大きく、総人口に占める65歳以上の高齢者人口の比率が増えて
いく社会で、一般的に高齢化率が7%を超えて、高齢化率が14%の場合を高齢化社
会と言い、高齢化率が21%の場合を超高齢化率社会と言い、高齢化の急速な進展が現
実のものとなっています。

今日、八郎潟町の平成30年7月1日現在の65歳以上の高齢者数・高齢化率を見て
みますと、高齢者数は男女計で2,394人と高齢化率では41.3%で市町村別で1
0番に位置し非常に高い数値であります。これを参考にしながら、ら本題に入らせて頂き
ます。

質問1、高齢ドライバーの事故防止対策についての補助の考えは、ということで質問
させていただきます。9月14日の魁紙の国交省は高齢ドライバー事故対応に自動ブレ
ーキ義務化とあります。高齢者の暴走運転による悲惨な交通事故が相次ぎ報道されてい
ます。

しかし、交通の不便な八郎潟町に住んでいるお年寄りにとって、車は日常生活に欠か
せない足です。農作業や食料品を買いに行くにも、また通院にも車が欠かせません。

2019年版の「交通白書」によると、75歳以上の高齢者が18年に起こした死亡
事故は、運転免許を保有する10万人当たりの換算で、8.2件と74歳以下の2.4
倍に達し、年代別に同じ換算でみると16～19歳が11.4件と最も多いが、しかし
80歳以上が11.1件で高齢者の事故が問題化されています。

ここに2016年統計による、過去10年間の秋田県の運転免許保有者人口推移が記
されての資料がありますが、そのうちでも令和元年5月31日現在での免許保有者を見
ますと、男性が360,570人で女性は309,710人であり、保有者男女総数で
669,710人とあります。

そのうちの「警察庁統計」によると75歳以上の秋田県の免許保有率29.41%と
あります。この数字から割り出してみますと約20万人の大きな数字となります。

本町の保有者数は本町ばかりじゃなくて市町村の保有者数は出ておりませんが、も
しその数字が分かりましたらお知らせください。

このように免許保有者の高齢化が多くなっています。このように高齢ドライバーの事
故は加齢による運転機能の低下など、高齢者特有の問題も絡んでいるといえるが、「高
齢者ドライバーによる交通事故の大きな原因はアクセルとブレーキの踏み間違いなどが
原因での事故が多いとされ」急にアクセルを踏み込んでも制御して急発進を防ぐ装置「
踏み間違い加速システム」を本町でも事故を防ぐためにも高齢ドライバー対象に取り付
け費用の補助金措置を要望しますという質問になります。

町長 畠山菊夫 金議員のご質問にお答えいたします。

最近では、急発進防止装置の新車搭載率は、6割以上となっておりますが、高齢者ド
ライバーの大きな事故原因であるアクセルとブレーキの踏み間違いによる事故が多発し
ていることを考慮すれば、後付けできる「加速制御システム」は有効手段だと思ってい
ります。

金議員ご指摘のご質問の「取付費用の補助金措置」ですが、取り付け費用は3万～9
万円ほどかかるケースが予想されております。補助率、対象年齢層等の要件を考察しな
がら、検討して参りたいと思います。

国の方でも自動ブレーキシステムの新車への義務化、これもメーカーの方に何年度か
らになるか分かりませんが、それと逆に高齢ドライバーの皆さんは自動ブレーキシ
ステム車の義務化、これも今国で対策を講じているようでございますけれども、それら
を検討しながら対応して参りたいと思っております。

10番 金一義 今、ご答弁頂きました。私も制御防止システムのカタログの価格表をメーカーから頂いて来ましたが、普通一般的には4万円位などで、これは200車種以上に取り付けられるようでございます。これはユーザー価格でございますけども、この中見るとアクセル度数も5段階で調整が可能とか詳しく書いてある資料がございます。

だから検討でなくて、ここで来年のという形で返答もらえれば非常にうれしいですけども、国の方でも先町長がおっしゃるように、これは義務化ということになるようです。

今朝の新聞にも魁紙にありましたけども、車の運転を止めた人が介護率とか非常に高くなるんだと、そういうようなある大学の先生の調査したのが、魁紙に載っております。これはやっぱり今迄車というものがあつたのが、自由に歩けなくなって家庭にいるということが、非常にうつとかそういうもので病気になる率が高いというような内容でございます。

ようするに町長の答弁で大体の固視は分かりますけども、ここに東京都の資料があります。東京都は例の80歳の方が子どもと母親亡くした件で、すぐこれもある議員が東京都の議員が一般質問されて、すぐ9割補助ということで知事さんが即決の答弁をされたようでございます。これは大きく資料に載っております。これは東京都高齢者事故防止急発進を防ぐ装置、9割補助ということで小池百合子さんがすぐ即決出したようでございますので、そこら辺を考慮に置いて、秋田県ではまだこれやっているところないです。このシステムを、今のところ私調べた範囲ではなかったようですので、うちの方では今対象者なる75歳以上の免許所有者が、これ県の県警の方に調べさせたものでちょっと各市町村別のものが出ないと言われてまして、全体の数字はさっきしゃべった数字だったんですけども、そこら辺を検討されましていち早くこういうものを作って頂ければ、また八郎潟町の名前が売れるんじゃないかと、そう思って町長さんをお願いでございますので、そこら辺もうちょっとご答弁お願いします。

町長 畠山菊夫 東京都辺りではかなり大きな事故もありましたし、それから秋田県内でもおそらく報告ないものがたくさんあると思います。私方もはっとする時も勿論でございます。

これ義務化できればいいなとは思いますが、大体でやった場合にどの位届出する希望する方がおられるか、そしてまたその費用負担、東京都は9割ですけども町では何割できるのか、財政ともこう見合わせながら、そして先程も言いました国の方の措置も検討しながら考えて行きたいと思っております。

10番 金一義 大体の方針は分かりました。いずれまず国の方では来春までに義務化、これは義務化なると思っておりますよ。報道でも大々的に出ておりましたので。ようするに80歳、75歳以上になって新車を購入するという方は、そんなにおらないと思う訳ですよ、結局今乗っている車を使ってのことですので、例えば大潟村の田んぼに行くとか、そこら辺をぐるぐるという感じでいくとやっぱり今の取り付け、これ私調べた範囲だとさっき町長もおっしゃったけども、4万位で取り付けられるとこういう数字が出ていますのでこれはユーザーからもらった数字ですので、嘘ではないと思っております。

そんなもんで、そこら辺はいくらおつてもそんな免許取消者の数字は、1千万単位にはならないと思っておりますので、大した金額にはならないと思っておりますのでそれは町長の英断で一つお願いでございます。

さっきも言ったように、やっぱりそういうものに取り組んでいる町だなということをやっぱり全県に知らせるためにも、どうか取り組んで頂ければ有難いと思っております。何とかそこお願いして、次の問題に入ります。

これも高齢者の問題で二つ目ですけども、不審電話の通話録音装置貸出事業の取り組みについて、ということでございます。

前段でも高齢化社会について触れましたが、ここで秋田県の平成30年度の老人月間関係資料によりますと、八郎潟町の総人口は男性が2,652人、女性は3,140人と男女計でこれは30年度の計ですけども、5,792人とあります。

その内の65歳以上の人口を見ると、男性は971人、女性が1,423人と男女計で2,394人とあります。高齢化率をみると65歳以上の高齢化率が男性は36.6%女性が45%と男女計の高齢化率は41.3%と表記されております。

また、高齢化率25市町村別順位では、10位に位置し県内でも高いほうにランクされております。

そこで「おれおれ詐欺」などの特殊詐欺グループが、事前に資産状況や現金の保管場所家族構成を聞き出す「予兆電話」アポ電といいますけども、これについて4月以降の3ヶ月間で35,289件と警察庁が全国調査の結果を発表しております。

4月以降本県でも319件が確認されており、大仙市の女性が新聞にも大きく載って

おりましたが、9, 200万相当の被害が発生と報道されております。

「アポ電」は特殊詐欺に関連する手口としておりますが、殺人事件に発生する手荒な重大事件につながるケースも相次いでおります。

このような「アポ電」を通話録音で自衛するためにも、通話録音装置貸出事業を急ぐ必要があると思っておりますが、よろしく願います。

町長 畠山菊夫 自動通話録音装置の機能として、着信時、相手に対し通話内容の録音を知らせる、自動アナウンスがされたり、非通知電話からの着信時には取り次がないようにも出来ます。

また、録音したものを警察に提出することも出来るなど、様々な機能が使用できます。

警察庁では、特殊詐欺の被害に遭わないための対策として、自宅の電話を在宅時であっても常に留守番電話に設定しておき、犯人と直接対応する機会を一旦遮断する「留守番電話作戦」や、防犯機能を備えた電話用機器の無償貸与等を推奨しております。

防犯機能を備えた電話用機器の無償貸与や購入補助を行っている自治体や警察もあるということです。

実際、秋田県内でもこの通話録音装置貸出事業で、高齢者へ貸し出しする自治体も出てきております。

議員ご質問の通話録音装置貸出事業ですが、年々増え続けている特殊詐欺に備えた取り組みとしても、有効な手段の一つであると捉えておりますので、今後検討して参りたいと思っております。

10番 金一義 秋田県の自治体では六つか七つ位の自治体では実行しております。さっき町長おっしゃったように、この電話装置そのものの価格って大体どの位かというのはお調べしているものでしょうか、町としては。

町長 畠山菊夫 価格は1台2万円前後だと聞いております。

10番 金一義 私調べた範囲では、1万2千円からあるそうです。それで全国でこのメーカーではもう予約でもうなかなか手に入らない位の台数というんですか、全国的にどの位のメーカーがあってそうなのか、ほとんどもうそういう形で飽和状態だということの話もされております。

結局日常生活で八郎潟町でもこういう事例が、アポ電が入っている事例が町の方でも分かると思っておりますけども、実際あります。そんなもんでこれは買取でなくて一応貸し出しということで、希望者ということなので65歳以上の世帯数はこちらで調べてあるけども、そのものでまずやるとすればですよ、それを調べてやるのかという形になるでしょうけども、取り合えずまず町の方針として、やるとすればこれから検討ということなので、そこ辺り突っ込んで質問出来ないですけども、人口数も世帯数じゃなくてもある程度の世帯数を頭に入れてしてもらえればなど、これは30年ですけども65歳の高齢者だけの世帯数が900世帯です八郎潟町は、割合として40.6%の割合だと書いてあります。

このうちの一人暮らしが男が136人、女性が408人、計が544人が一人暮らしということで、二人以上の世帯が356の16.1%という数字がここに、これは県の資料でございますので、調べた年度が30年7月1日の年度なので、ちょっと今のとは違うと思っておりますけども、そこら辺をこうみるとそんなに大きな台数にもならないと思う訳ですよこれも、2万円の価格にみてもまずね、そんなに台数が例えば70歳以上にするか75歳以上にするかってやっていくと、全体でやっても大した数字にはならないと思っておりますけども、そこら辺のしつこいようですけども、そこら辺の考え方をもう一度町長の心をお知らせ願えればと思っております。

町長 畠山菊夫 これしっかりしている人はおそらく申し込みないと思っております。いろいろどういう風に調べながら、じゃあどれ位の利用者が手を挙げて申し込むのかその辺もちょっと、金さんからこういう事業があるというのを私方も把握はしてはおりませんでしたけども、一般質問あった時点で私方もこう調べております。それも検討しながら今後対応して行きたいと思っております。

10番 金一義 まずこれからは結局この高齢化がどんどん進む、一昨日の老人会においてもあの通りの元気な方々が沢山参加されておりました。あういう元気な方はまだアポ電はいらなないと思っておりますけども、でもやっぱりちょっと寂しい部分があると、アポ電の被害者の話を聞くと、やっぱり普段が寂しいという感じでやさしい言葉をかけられるとついのってし

まうんだ、というような被害状況ですのでそこら辺をやっぱり未然に防ぐそういうためにも、やっぱり行政としてもさっきもおっしゃったように、数も分からない訳だけでも価格としても大した価格でないようですので、その一応検討に入れて何とか新年度の予算に入っておればなど、一つの望みでそれで今のこの時期に質問するところでございます。これ12月だともう予算に入らないと思います。

それでわざわざ今回の一般質問に取り上げました。どうか、皆んな元気な老人ばかりなんですけども、やっぱりちょっとした間が指すそういうことがあると思います。だからそこはやっぱりこういうもので防ぐという形で、町、行政としてもどの位の方が手を挙げるか、それは分かりません。

だけどもある程度大まかな感じで今読んだように、大した世帯、人数でもないのを保健婦さん方から聞きながら、大体認知が進んでいる方だとか、そういう方々というのは分かると思いますので、そういうのも検討なされてこの二つ何とか新年度の予算に盛り込まれておればなど、夢をみながら今お話してるところでございます。

じゃあ次入ります。次はこれも通告してありますけども、3番目の質問でございます。

下谷地・鳥屋崎耕作地の水利問題について当局の今後の対策と考えを問う、ということでご質問させていただきます。

この地域の農地についての状況ですが、今日において水利が確定されておられません。

昭和30年代に基盤整備をしております。その当時はまだ今の国道が現在の位置に設置されておらず、湧き水等の利用で作付けが可能だったようです。

また、大きな沼が隣接しておりましたが、現在は宅地造成されての現状です。

その後、今日においても水利が確定されておられません。現実としての農作業は、上流の地域の田植えが終わった時点での余り水での農作業開始です。それもほとんど水のないうちにポンプを据え付けての状況です。

この全体の面積は6町歩のようですが、現況を見ますと作付けしていない面積が、年々増加しています。その原因として挙げられるのが、水利の問題と話されております。

水利権には、慣行水利権と許可水利権があるのも承知しておりますが、今現在の耕作者も高齢になってきております。

町も基幹産業を農業と位置付けしている町でもあり、この点を真剣に対処する必要があると思いますが、その問題で今提起させていただきます。よろしくお願ひします。

町長 畠山菊夫

この地域は水利を雨水に依存し用水に恵まれず、水はけが悪く稲作はもとより転作においても難儀していることは存じております。

議員が言われるとおりの耕作者も高齢化してきており、このままでは遊休農地になる可能性もあります。そのためにも土地改良事業を行い、耕作条件が良くなれば耕作者にとっても良いわけですが、土地改良事業を行っても議員の言われる水源をどうするのかという問題もあります。

また、土地改良事業を行うためには受益者の総意が必要となります。町では真坂鳥屋崎排水組合はすでにないものと認識していますが、まずは、この組合を再結成してもらい事業要望があれば、どのような事業が一番適しているのか検討していきたいと思っております。

10番 金一義

今、水利組合は現在は活動はしてないようですが、名簿ではここに約29名の方々が名前を貫いております。それと町の方でも調べておりますでしょうが、一人面積が非常にこう小さい面積なんというのがあります。少ない方々は一畝とか二畝、三畝という感じなんですけども、多い人で9反ちょっとなんでこれが一番多いんですけども、それで大体二反部、一反部というのがこうあります。

結局この問題は町の方でもお調べなっているでしょうけども、当初、あそこは区画整理はちゃんとなってるんですよ、これは大体今おっしゃったように30年代頃だと思います。まだ国道が開通ならない時、というのはようするに上の方の八幡平の方から湧き水が出てきておって、その水が案外それで排水とかなかったから下の方に沼があつて、水はけが悪くなくて谷地になっておった訳ですよ、その頃の状況がですね。

結局あそこは鳥屋崎団地というものが、水利権がなかったから簡単に宅地に造成なされたんでしょうけども、残ったのが国道横断の感じで水がほとんど出ない、後は塞ノ神の堤ありますけども、その堤からの排水としてあそこの水が当初ですよ、きておった訳ですよ。

それが横断された関係でほとんど遮断されて、今の状態で、今はその代り谷地でなくてちゃんと乾いた土地で農業機械も、トラクターも入れるような状態になっているんですけども、今、町長おっしゃったように昔はトラクターとかそういうものを入れるような田んぼではなかったけども、だからようするにやってる方々は今真剣にやってる方々何

人かおるんですけども、結局春先のポンプを100メートルも何十メートルも引っ張って、戸村の排水ほとんど水が、今年は特にほとんど水がなかったです。

そこでポンプ回して二反部、三反部もやってる真面目な方もいます。でもあそこの道路に立って見ればよく分かる通り、ほとんどもう作付けされていない農地がどんどん増えて、ほとんどまばらに田んぼになってるという感じなんです。

だからある方々が水の無いところだから、町もあえだべどもなあ〜って私に言うんだけど、町としても何か良い策ないかまずそこら辺聞いてみましょうと、今回それでまずこういうものを題を挙げたんです。

だからお金掛かることはなかなか出来ない、耕作面積の少ない方々なのでそこら辺で非常に難しい面があるので、ここら辺が例えば小さい面積の方々は、ほとんど大きく団体に集約してね、6町歩のものを例えば任意団体とか一団体とかに、さっき中間管理機構の話も出ておったようですけども、そういう形でまとめられてある団体がやって、そこでまだ農家、田んぼやれるような人をまずね、やる方法もあるのかなど、だから問題は水なんです。だからこの水は土地改良というのがあって水利権というのがあって十二分に分かるけども、そこら辺の策あそこの鉄橋の下、ようするに戸村の排水ずっと来るけども、あそこは戸村がほとんど使わない水がどんどん瀧の方に流れるんです。

あそこはまずね。なのであういう水路を、あそこら辺は戸村の水が掛からないところがあるので、混ぜながら何か策を講じられないものかなって、これ先立つものは金だと思ってしまうんですけども、そういう形で何らかの形で今日、明日という考えは出ないと思うんです。

その6町歩という田んぼが面積として大きい面積ですよ。だからもう木々が生えてもう林になってるところが、1町2反部位のこっちから見ればもう森になってるところがあります。

だからそういう感じでどんどんそういう形になって行くと思います。そこら辺まず町としても何かの策を講じる方法がないものか、検討して頂ければなということで今回取り上げましたけど、そこら辺まずよろしくお願ひします。

町長 畠山菊夫

今、金さんから29名の皆さんまだ組合はあるとお聞きしましたけども、実は私方も無いものと思ってました。それでその29名の皆さん、どういう風な考えなのか、もちろん遊休地になるのは町でも非常に残念でありますし、その人方がもし水の確保が出来ればここをどうしたいのか、そういうのもいろいろ聞きながらそしてまた、金さん先っき言いましたけどもやはり夜叉袋川には流れがあるんですねあの水、その水を戸村の方でどう考えているのか、そこも考えながら対応出来ればもっと有効活用出来ると思いますが、まずこの組合の人方がどう考えているのか、これを把握しながら土地改良事業が出来るものか、それを検討しながら対応して行きたいと思ひます。

10番 金一義

今そうすれば町長から聞いたお話を、その方々にお伝えしながら彼らの農家意欲がどれ位あるのかということも問題なんですけども、ただそういう形で出来れば大きくやる人は出てくると思ひます、その地域をです。

何処そこへ行かなくても、そこに6町歩もあるのだから一か所の中で2町歩3町歩とやれる人方が、今道路もちゃんと出来て軽トラは全部走れるような体制になっています。もちろん、千田課長は分かっているかと思ひますけども、個人で井戸を掘ってやる方も2名位おられます。だからそれを6町歩の全部の水を賄うような量でないの、個人で掘った井戸なようで、掘れば水は1反部、2反部の水は賄えるだろうけど、それだって結局全体のものでないの、そこら辺今日のお話を聞いたことをね、田んぼ作ってる方々に話しながら、町としてのセッティングを見つけて話してくださいということで、お伝えしておきますから、それでよろしいでしょうか。

町長 畠山菊夫

はい。

10番 金一義

じゃあそういうことで、何とか一つこの件もよろしくお願ひします。

じゃあ4番目の質問に入ります。選挙投票所の6ヶ所から1ヶ所にした結果と、今後のあり方は、ということでご質問させていただきます。

町長の行政報告の中でもこの件が触れられておりましたけども、令和元年7月21日投票の参議院選挙から1ヶ所に改めました、いくら本町が4キロ四方のコンパクトな町だとしても、選挙民にしては拙速で考えられます。

先ほども触れましたが、平成30年度の八郎瀧町の高齢者数と高齢化率では25市町村別順位で、10位に位置して高齢化率も41.3%と高く投票に参加できない町民も出て来ると思ひます。

選挙とは全員参加で始まるものと考えますが、これについて何人かの選挙民からは何

であそこに行ったのかなというような不満も出ておりますので、ちょっとこの点について、行政報告でも触れられたんですけども、そこら辺まず町の考えこれは選管ということを出したけども、どこで答えるのか分からないですけどもよろしくお願ひします。

総務課長 小野良幸 選挙管理委員会の質問でございますので、選挙管理委員会事務局長である私から答弁させていただきます。

7月の参議院議員選挙では投票所が1ヶ所となり、これまで徒歩で投票に行かれていた町民の方々に、ご不便をおかけし心苦しく感じております。

また、そんな環境の変化にもかかわらず貴重な一票を投じていただいた皆様に感謝申し上げます。投票率の結果については、3年前、参院選及び今年4月に行われた県議会議員選と同様全県4位という結果が出ております。

なお、期日前投票率は今回も全県1位であり、選挙に対する関心度や結果については、投票所を一ヶ所にした影響は少なかったと分析しております。

投票所を統合した目的は、6月議会でも説明しておりますが投票所となる施設のハード的状況、各投票所に配置される投票立会人の確保の困難性、期日前投票事務の増大に伴う町職員の投票日当日の前準備や、他業務への影響、財政をも考慮した事務合理化、町長選挙や町議会議員選挙における、地区投票率の偏り等の考慮を総合的に判断したものであります。投票所が遠くなり、投票を控えたという話も私の耳にも聞こえてきておりますが、

貴重な投票権利を遂行するため、お孫さんに送迎されて投票所まで来られた高齢者の方々も見受けられました。

自分で投票所まで足を運ぶのが困難な方に対しては、公用車による送迎の体制を敷いておりましたが、実際の利用は2件、3名でありました。

今後は多くの方が利用されるよう周知を徹底して参ります。投票所1ヶ所の検証は今回選挙のみでは判断出来ません。来年度予定の八郎潟町長選挙、八郎潟町議会議員選挙は、今回と同様投票所は、はちパル1ヶ所で実施することを8月30日開催の選挙管理委員会で確認しております。

町民皆様のご理解とご協力を、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

10番 金一義 これはようするに自治体に国の方から、こういうのを減らしなさいと通達とかがあったものですか。

総務課長 小野良幸 それはございません。

10番 金一義 これも資料だけでも、今話されたように車の送迎というのはなかなか形としては、あの通り防災で放送されておったんですけども、それに対するようするに乗った時の事故だとかそういう形の運転者が誰で、自治体で職員がやるのかそれともタクシーなのかちょっと分かりませんが、今のあれ見ると話し聞くと職員のような感じでお聞きしましたけども、そこら辺の安全確保というんですか、そういうのはちゃんと出来ているのか、それともう一点ですけども、障害者の場合は例えばですよ足が不自由な方々は車イスじゃないとだめだとかという場合は、お迎えに行った場合でもどういふ車で行くのか分かりませんが、そういう場合の対策というのは町の広報活動でも一生懸命やって、この投票率見ても町の方で高齢者がほとんど少なくなってますよね、これ見ると。

投票各年齢層になってますけども、60何パーセントのトータルで見ても、そういう感じで本当に気を入れてやったら、ただ近い方々は通勤の方であそこでやっているという方でしょうけども、本当に行きたくても行けないそういう人方は、選管としてどの位把握してるものですか。そこら辺。

総務課長 小野良幸 一つ目の安全確保につきましては、運転者は職員ということで今回待機をしておりました。乗られた方々につきましても、事故が遭った場合は町の入ってる保険で対処することになります。

また、障害者の方が普通車に乗れない方もいらっしゃいますので、その場合は事前に相談があった場合は、町の方でそういった車イス対応の車両でということも今後準備はしていきたくて思っております。

今回、2件3名と少なかった訳ですが、周知の仕方がちょっと足りなかったのかなと反省はしております。放送だけのみならず他市町村では、当日、一週間位前にもチラシを入れてみたりとか工夫もしているようでございます。

後、バスの送迎とか自分でわざわざ役場に電話しなければ行かないといった考え方もございますので、それについては時間を決めたバス等の運行などもこれから検討して行きたいとは思っております。

自分で行けない方どの位把握しているのか、といったことについては詳細な人数までは把握はしておりません。今回一番投票所が遠くなったであろう旧第6高岡コミュニティセンターの投票所における投票率、それから4月に行われた県議会議員選の投票所の投票率の状況を5歳刻みの投票率比較してみました。

一番投票率が下がったのが、50代の後半でございました。全体的な投票率を過去から全部統計とれたらよかったですけども、戸籍の関係上、県議会議員選の前のデータが全て上書きされておりまして、年齢刻みで集計とれたのが今回始めてでございます。

比較は出来てませんが、それでも80代以上高齢者の方が少なくなったのは全体の投票率から比べれば、それは少なくなったと認めていることにはなりません。

その高齢者の方の人数少なくなった分が、全体的に対してもそんな数比率的には深くはなかったんですけども、そういった配慮につきましては今後やっぱりいろんなことを考えて、対応して行きたいと考えております。

10番 金一義 今総務課長がルール説明されておりましたけども、結局、選挙って何だかって私聞いかけたんですが、やっぱりこれは全員参加の公平な審判だと思う訳ですよ。それがやっぱりどうしてもやあ今日はここまでか、というような形の億劫さが出るとつい50代の後半が少なかったというんですけども、やっぱりそういう形で遠くなると、どうしてもちょっと億劫になるのがあると思います。

それと障害者の方の話ですけども、これから検討というお話だったんですけども、検討でなくて、あくまでもこの一ヶ所でやるとすれば、そういうものも啓蒙して行かないと、これからの検討でなくてこういうこともやっていますよ、ということで車イスの方でも例えばですよ、耳の不自由な方でもというようないろんな障害者があります。

障害者の場合は例えば、点字で投票する方の場合はどういう形になるんですか。そこら辺。

総務課長 小野良幸 点字の方、過去に本町でも一人いらっしやいます。事前に連絡を頂いて点字の機械を準備するということになります。

10番 金一義 そういう形でなかなか今私こういう感じというんですか、そうやってものを言う人っていうのは少なくなっていると、よほどの方でない、だからそういうのもどれ位のお金掛かるのかも分からないですけども、やっぱり1ヶ所だとすれば6ヶ所あれば6台必要なんですけども、これはあくまでも6ヶ所じゃなくて1ヶ所で行くこと的前提で話すんですけども、そうするとそういう障害者の方々のやれるそのような設備というんですか、そういうものもちゃんとしておいた方が、いるいないに関わらずですよ、きちんとやっておいた方が私としては選挙民に対する公平さかなと、やっぱり今いろんな資料見ても、一番この障害者問題が多いということで資料にも書いて、私調べた資料ですよ。

そういう形で書いてます。健常者であれば簡単に出入りするでしょうけども、今行って例えば駅前の場合も、例えば車から降りた時、車イスも何にも無い、まずですよ、現在無かったよな。そんな感じだったんですけど。

総務課長 小野良幸 車イスでございますが、各投票所に必ず1台は設置することになっておりまして、以前から設置しております。

10番 金一義 無いなと思って気を付けて見てあったけども、だから障害者というのはちょっと気遅れすることがありますので、そこら辺も一番気を使って投票に来て頂くという、それと高齢者ですね、高齢者もある程度障害者みたいなもので杖つかないと歩けないような人が、沢山いると思いますので、そういう乗り物、車やっぱり最初からそういう車でやらないとなかなか厳しいんじゃないかなとその都度じゃなくて、こういう車用意してありますよと、先っきチラシとか云々とあったんですけども、そういうものも一般町民に知らしめながら、車を使って頂けるそこら辺と、後は先っき言った保険とかそこら辺のこともきちっと留意されまして、この問題に取り組んで頂ければと、まず投票率というのは他の地域も見てますけども、全般的に最近の投票率は低いです、全般的にね。よほどのことでないと、だけどうちの方は町長の報告でもありましたけど、投票率はうんと高いです。場所が場所ということもあるでしょうけど、だからそこら辺を管理しながらまずより一層投票して頂けるような、ようするにそういう人方を増やしてやっぱり清き一票を

して頂ければ有難いと思いますので、そこら辺お願いして、一般質問閉じさせて頂きます。長々と、どうも有難うございました。

議長 村井 剛 これにて、10番 金一義君の一般質問を終わります。

次に、8番 村井昇君の一般質問を行います。はい、8番 村井議員。

8番 村井 昇 8番 村井昇です。私からは一括質問として三つ質問したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。一つ目といたしまして、はちらぼハウス、はちらぼ商店の現況について聞きたいと思ひます。

はちらぼハウス、はちらぼ商店について伺ひます。令和元年度は町より人件費等に約2,500万程の補助金が計上されました。あと、一月を切った訳ですが上半期が終わろうとしています。経営状況や売上げはいかがでしょうか。

今迄と違い折り込みチラシや値引きなどもあり、経営内容が改善されたと思ひますが町の商店への影響や苦情はないものでしょうか。新しくソフトクリームの販売が行われ今年のように暑い日が多い年は、相当売上げはあったと思ひます。ソフトクリームの機械はいくらで仕入れたのか、またわずかな期間でしたが売上げはいくらだったでしょうか。

はちらぼ商店でも何種類かソフトクリームが販売されておりますが、客足対策としてもし新しくあんごまソフトは出来ないものでしょうか。前にも一般質問で聞いたことがあります。一夜市やおもしろ市場、その他のはちパルではいろいろなイベントがありまた、町の祭典や盆踊りにも沢山の人が来ます。また来年からは役場の新しい庁舎の事業も始まり、さまざまな人が町に来ると思ひれます。

是非、おみやげや商品の開発に力を入れてもらいたいと思ひます。予算化し町民も中に入る研究開発は出来ないものでしょうか。

二つ目といたしまして、多面的支払交付金の区割りについて、現在の八郎瀉町の多面的支払交付金事業における区域割りについてお聞きします。今年3月31日までは町の保全会活動は6つの組織で行われておりましたが、今年度は再認識の節目の年にあたり、7つの組織になると聞きましたが、どのような結果になったのでしょうか。

私の地域では八郎瀉広域保全会として同意書を集めて行きましたが、その同意書で適合したのでしょうか。平成30年度の決算では、約480万円程の繰越金が発生しておりましたが、節目の年にあたり繰越金を返納してからの組織になると聞きましたが、返納されたのでしょうか。

3月31日以降も保全会活動は行われ、返納するとなると大変だと思ひました。

また、八郎瀉広域保全会から配付された資料によりますと、前の馬場目川環境保全会で、領収書の不明が約43万円確認されたとありました。この件については、役場職員も対応したとあり、弁護士力を借りてまで不明金の解決の答えを求めたようですが、どのような結果になったのでしょうか。

町から多面的支払交付金はいつ支払われるのでしょうか。本来であれば6月に支払われて、5月から活動しているような状態でしたが、今年はまったく活動していませんでした。各保全会の支払い金額はいくらなのか、また、八郎瀉広域保全会では真坂地区の国道に面した斜面の雑木を切り、草刈りを行いカメムシ対策として、2年程前から行っておりますが、保全会の予算で行う事業でしょうか。交付金の対応ではなく、国土交通省の予算でやってもらうよう町から働きかけてもらえないでしょうか。

三つ目といたしまして、小学校西側の駐車場の雪捨て場の整備を、ということでお聞きいたします。現在は職員の駐車場として一部分は舗装整備されていますが、残りは舗装されていませんし、雑草が生えています。

また、プールの前は草を刈って一部駐車場として利用していますが、舗装はされていません。農村環境改善センターに沢山の人が来た場合は、整備されていない場所への駐車になります。

また、残された利用されていない土地は雑草が背丈ほどに伸び、虫の発生元となると思ひます。確かに冬は雪捨て場として利用されますが、周りには沢山の田んぼがあり今の時期ですとカメ虫の発生元となり、見た目もよくありません。

雑草の刈取りと駐車場の整備拡大は出来ないものでしょうか。以上3点につき一括質問ですので、一つよろしくお願ひしたいと思ひます。

町長 畠山菊夫 村井議員のご質問にお答えいたします。

初めに、はちらぼの経営状況や売上げについてですが、売上げ状況は計画よりは上回っているものの、昨年同期と比べると、売上げはやや少なくなっています。これはベーカリー部門が昨年7月まで売上げが良かったのですが、従業員の退職により商品が変更になったことが原因となったこととございます。

町の商店への影響や苦情はございません。ソフトクリーム機については、旧三戸大正堂さんからの無償譲渡となっており、経費はかかっていますが、設置に伴う経費がかかっています。

また、6月と7月の売上げについては、設置が6月29日からの販売となっております。

すが6月の売上げが22,600円、7月が108,950円であります。

あんごまソフトなどのオリジナル商品については、調合技術が必要なため今のところは考えていないそうです。新商品の開発プロジェクトについては、引き続き取り組んでおります。

次に、多面的機能支払交付金の区割りについてですが、広報8月号でもお知らせしたとおり、今年度から7組織にて行います。八郎潟広域環境保全会として、同意書を集めていったとのことですが、まだ新組織の名前も決まっていないことからのことだと思えますので、今後上部機関と相談しながら対応したいと思えます。

繰越金については、今後町で予算化し返還命令をすることになります。

旧馬場目川保全会の不明金とのことですが、昨年4月に国の会計検査院が入っています。確かに一部領収書の見あたらないものもありました。

しかし、通帳と作業日誌から当日の写真を探し出しまして、その方から領収印をもらい会計検査院に通帳の写しと作業日誌と領収書を全て送って9月に了解を得ています。

なお、事業が終わると監査員の監査を受けて総会に資料を提出しているにも関わらずどの段階で資料がなくなったのか、今となっては不明ですが、書類の保管状態が悪いということで会計検査院より指摘を受けています。ですから不明金などはなかったと解釈しています。

補助金の支払いについてですが、町としても早期に支払いをしたいと思っています。

なお、金額については、今の段階でまだ補助金交付申請が出ていませんので、申し上げることはできません。

真坂地区の国道斜面の雑木及び草刈りですが、今後法面の状態を見まして国土交通省への要望を検討していきたいと思えます。

次に、小学校西側の埋立地は、2町歩弱およそ19,100㎡ございます。現在、保健センターの北側に道路を挟んで舗装済み駐車場が52台分あり、来年の新庁舎建設に向け、現在さらに26台分の舗装駐車場を工事中です。

B&Gプールの南側向かいには、砂利敷の未舗装駐車場がございますが、冬期における町民用の雪捨て場としてご利用いただいております。

雑草が生い茂っている未利用地については、状況により排雪場として利用する場合もございますが、春から夏にかけて草刈り作業を早めに行うなど、衛生的な維持管理に努めて参ります。

なお、当該土地については、来年度着工予定の新庁舎建設工事において、2年間は残土の一時的な仮置き場として利用する計画でもあります。

町民運動会などで一時的に、駐車場として使用されている小学校低学年棟校舎の西側部分であります。廃校となった後も校舎も含め、総合的な跡地利用計画の中で考えて参ります。以上です。

8番 村井 昇 はちらぼについてご答弁がございましたが、売り上げが昨年より落ちていることは、おそらく利益もあまり多くないと思えます。今年、2,500万程補助金が計上された訳ですが、利益がないということは、去年よりも売り上げが落ちているということはおそらく推定ですが、利益もあまりないと思えます。

そうすると、上半期、下半期とある訳ですが、一年通してもこの2,500万の補助が来年輕減されるという見通しにならないと思えますが、その辺についてはどのように考えておりますか。

産業課長 千田浩美 昨年度よりは確かに実績は落ちております、売り上げ。これは先程町長も答弁したとおり、ベーカリー部門が大きかったと思っております。

ただし、当初計画ありますけども、それよりは上回ってるということでございます。

です。ですのでそんなに今の段階では影響は出ないのではないかと考えております。後は8月の売り上げにつきましては、昨年度を上回っております。以上でございます。

8番 村井 昇 利益の部分ですが、売り上げがいろいろ経費も結構かかっているような感じもしますので、利益の分については売り上げが伸びていると思えますが、利益の部分についてはどのようなものでしょうか。

産業課長 千田浩美 収支利益につきましては、7月末の段階では昨年を若干上回っております。まず横ばい、それよりはちょっと上回ってるという状況です。

8番 村井 昇 若干のようですが、この先まだ半年ありますので頑張ってもらって売り上げを伸ばすように努力してもらいたいと思えます。それから多面的支払交付金の区割りについてですが、まず6つの組織で進んでいると思えますので、私達の地域から集めた同意書は広域保全会

の同意書であります。これが果たして広域の同意書で通じるのか、通じないのか、また総会もやっておりますし、招集もかかっておりません。
その形で承認されるのかどうか、そこをお聞きしたいと思います。

産業課長 千田浩美 答弁の中にもあったことと思いますけども、八郎潟広域環境保全会として同意書を
集めていたとのことでありますけども、まだ新組織の名前も決まっていないことからの
ことだと思っております。今後上部機関と相談しながら、対応していきたいと思っております。
ようするに、広域環境保全会さんとして集めても、夜叉袋部分その部分の面積しかよ
うするに該当しない、そのように考えております。

8番 村井 昇 分かりました。それから三番目の質問ですが、草刈りの部分ですが雑草が大分伸びて
おりますので、一つ見た目も悪いですので早めに処理してもらいたいと思っております。
以上で私からの質問を終わりたいと思っております。どうも有難うございました。

議長 村井 剛 これにて、8番 村井昇君の一般質問を終わります。
次に、11番 伊藤秋雄君の一般質問を行います。はい、11番 伊藤議員。

11番 伊藤秋雄 どうもお疲れのところ、最後のバッターとして質問させていただきます。
私の質問は一問一答で表題は1問しかありません。しかしその中に7項目の質問があ
りますので、当局の答弁をよろしくお願いいたします。
私も精一杯頑張りますので、当局ももう少し頑張ってください。よろしくお願いま
す。

表題、今年の異常気象と稲作づくりについて、また対策・対応・将来の展望について
お伺いいたします。私は高校卒業後、家業の稲作を営んでから50年以上になります。
振り返って見れば、今まで比較的気候に恵まれ米価もほどほどに良く、楽しく意欲を持
って米づくりに励み、良質米・多収に努めてきたつもりです。

ところが、ここ1~2年前から気象条件が変わり気象庁の発表でも、今まであまり聞
くことのなかった言葉、想定外とか数年に一度あるかないかの豪雨・ゲリラ豪、そして
大雪などの異常気象。

今年は早々と夏日になり、高温注意情報が多くなっています。田植え過ぎ、水稻の一
番大切な分けつ期である5月中旬から6月末頃、夏日が続く私達が利用している戸村土
地改良区では早々と給水制限をして、高所の圃場では20日以上、一滴も水が来ない日
もあり、地割れしてしまった田んぼが多々ありました。

また、幼穂形成期、減数分裂期、出穂期など、稲にとっては非常に大事な時、7月2
0前頃から30度以上になり蒸し暑く、真夏日高温注意情報、熱中症など、8月のお盆
過ぎまで連日のようにテレビなどで報道されました。

農家の人達は割れた田んぼに少しでも水を汲み入れるため、エンジン付きのポンプを
買ったり、ホースやガソリンを買ったり、また壊れた機材を修理して水の少ない排水路
から水を汲み上げるために、日夜田んぼに張り付いて難儀した年ではないかと思ってお
ります。

そこで①として、晴天続きで春先早々パイプラインから水が出なくなりましたが、土
地改良区から天候による水不足について、当局に何らかの相談や要請がありましたか。
ご答弁をお願いします。

町長 畠山菊夫 伊藤議員のご質問にお答えいたします。
戸村土地改良区から、馬場目川からの取水について県への働きかけの要望があり、6
月14日に秋田地域振興局にて農林部長・次長・農村整備課長・建設部長・次長・保全
環境課長に馬場目川からの取水について、副町長以下お願いをして参りました。

11番 伊藤秋雄 今町長が答えましたが、私もその後に質問入っておりますので、その前にいろいろ6
月の状態でやっぱり土地改良区が町に対応してくださいとか、そういうことをしてもら
えないかまず要望というか、連絡でもあったのかなということ、私まず一番先にそれ
から聞いて、順序に質問して行きますので、よろしくお願います。

町長 畠山菊夫 今答弁した通り、6月の14日に要望がありまして、6月14日に土地改良区からの
要請がありまして、県の方に行って参りました。

11番 伊藤秋雄 それはまず分かりました。6月14日のことについても、後で質問いたします。それ
では②として、その前には各課ではあまり動いていないのではないかなという感じはし
ます。②として、エンジン付きのポンプを購入したり、ホースを100メートル以上も

買ったり、故障しているエンジン付きポンプを修理したり、燃料、ガソリンを買ったり、地割れしている圃場に排水されているU字溝からポンプで水を汲み上げ、少しでも田んぼを潤すため、必死で作業していましたが、町ではこのような農家の危機的状況を把握していましたか。もし把握していたらどのような対策、または助成などを考えていましたか、答弁をよろしくお願いします。

町長 畠山菊夫 町でも戸村土地改良区管内だけでなく、浦大町地区、真坂地区の一部においても、水不足だということは把握しておりました。

また、6月4日には五城目町役場において、秋田地域振興局農村整備課主催による、湖東地域の利水にかかる連絡調整会議が行われ、県職員、町職員、関係土地改良区職員、JA職員が集まり、主に馬場目川水系について情報共有を図っております。

議員が言われる対策についてですが、真坂地区の一部については夜叉袋川からの受水が可能かどうか検討しました。

また、助成については収益の減少による金融機関からの借入れがあった場合の利子助成などを考えておりました。

11番 伊藤秋雄 把握はしていろいろ会議など開いたということですが、私の質問とちょっと違うなと思っています。それでは質問いたします。平成元年の8月1日、それは干害対策のため水不足緊急対策本部を設置しております。

また、平成5年の8月23日に異常気象対策本部を設置していましたが、今回は対策本部は設けてないのでしょうか。これはおそらく8月の23日は台風の対策であったと思います。今回は町ではそういう対策はなかったのかなと思っていますので、答弁をよろしく願いいたします。

産業課長 千田浩美 今回はそのような特別な対策本部は設けてございません。

11番 伊藤秋雄 今、私がこの質問するにあたって、町の今までの歩みにはだいぶ書いてあります、町のそれには。やっぱり対策本部は設けるべきではなかったかな、といろいろ書いてあります。

この後にも質問しますが、やっぱり今回は今までにないような水不足であったと思います。そういう関係でやっぱりこういう記録がずっと残っております。そういうところがあって欲しいなと私は思っておりますが、もう一度その点について、なかったということですが、今回はそういうことはもう終わったからという感じですか。

産業課長 千田浩美 6月4日の日に先程も町長が答弁しましたけども、関係土地改良区職員、それからJA職員、町、県職員が集まって、特に馬場目川水系の水不足がひどいということで、情報共有ということで集まって話をしております。その中で戸村さんですけれども、この段階ではまだ10日位はもつだろうと、ただ雨が降らないとそれ以降はもう分からないとそのような状況を話しされておりましたので、この段階ではまだ対策本部までは行かなかったということでございます。

11番 伊藤秋雄 ちょっと残念です。それからまたこれは同じような質問になりますが、平成元年の水不足の時か、平成11年に27日の連続の猛暑日が続き水不足がありました。その時、馬場目川に発電機を設置し、元の千葉医院の前の道路の下を通し、水を汲み上げた経緯があります。その時はエンジン付きのポンプや資材などを購入した場合、町から補助がいくら出たか分からないけども、その当時の先輩の方々が町から補助が出ましたよ、ということで何人もの方から言われました。

今回はまったくそれ以上に、資材は大分うちの方の町内、また小池、浦大町の人も買ったと思います。そういうことがあったので、本来であれば全額でなくても、3割補助でも何でもしてもらえれば有難いなと思っていますが、その点についてもう一度お伺いします。

産業課長 千田浩美 すいません。平成元年と11年のその補助金についてでございますけども、そこまで把握しておりませんでした。以上です。

11番 伊藤秋雄 やっぱりこういう問題は、いろいろ調べるべきではないかなと私はそう思います。把握してなかったという答弁そのものが、私にとっては非常に残念に思います。

それから今回の水不足で、真坂もいろいろなところ出ておりますが、現在おそらくこれも把握してないのかなという感じはしますが、川崎超えて羽立、浦大町、夜叉袋、真坂などの農家で困っていた戸数は把握してないのでしょうか。それも答弁お願いします。

産業課長 千田浩美 農家で困っていた戸数ですか、全体の、そこまでは把握してございません。

1 1 番 伊藤秋雄 やっぱりこういうのは、これからまたどんなことが起こるか分かりませんので、こういうことは記録しておいて、把握するべきではないかと私はそう思います。今後の参考のためにしてもらえれば有難いと思います。

確か今、町長が最初に答弁しました6月の13日に、地元の要望で地元の理事が土地改良区に行って、以前に水不足のとき馬場目川から排水路に水を汲み上げたことがあるので、今回以前より上回る深刻な事態であるので、何とかお願いしたいと要望して土地改良区に行ったそうです。

そしたら、理事長、職員、それから町から副町長、担当課長、地元理事と地権者などで話し合いをした結果、6月の14日午前8時半から土地改良区の理事長、職員、地元の地権者私もいましたが、馬場目川のそばから発電機を設置し、600のホースで町道の下を通し排水路に水を供給しましたが、そのときの農家の方々は万歳して喜びました。

それが一週間足らずで町の連絡の不適正か撤去されました。その理由はまったく分からないままで終わりましたので、その点について答弁をよろしく願います。

産業課長 千田浩美 その段階につきましては、まだ県の方からGOサインが出ておりませんので、一旦取水は止めて頂きたいと、そのように土地改良区に話してございます。

1 1 番 伊藤秋雄 そうすればGOサインが出てないままに、行ったということですか。これは土地改良区のみスですか。それとも町から13日の会議のとき、町から県に連絡してやったのですか。そこら辺もう少し。

副町長 千田 清 私が県庁の方へ13日の日でしたか行きました。

ただこの件については、馬場目川から取水するという水利権の問題がございました。

それで7つばかりの下流に水利権があるということで、そこをまず県の方に調べてもらって、連絡を頂くという風なことで、町の方ではその土地改良区なり水利権のあるところに了解をもらおうと、そういう段取りを踏んで土地改良区に話しようとしたら、もうすでに土地改良区は取水しておりました。

それでまず、後で県の方の担当者が来て水取ってるじゃないか、とお叱りも受けましたが、こういう緊急の事態なのでということで、了承してもらいましたので、その後雨が降った段階で、止めて頂きたいということでお話しております。以上です。

1 1 番 伊藤秋雄 副町長からも答弁があり、いろいろと詳細が分かりましたが、やっぱり今回ほど深刻な状態であったと思います。

そしてこの7月にもまた、いろいろな猛暑日続きがあったので、その後もやっぱり見るべきではなかったかなと私は思っております。

また、県の方でも融通がきかない、税金は取るし、またこっちの農家のためにはしないし、融通のきかないようなシステムではちょっと困るなど、私はそう思いますが、これは私の勝手な言葉になると思いますが、そういう点について私なりに水利権の問題はあるとは聞いております。

以前に私小さい時とかあまり記憶ないけども、先輩の方々が言うには川崎にも水利権はありましたよと、もとの停留所の辺りに精米所があり、そしてそこからポンプで水を汲み上げて田んぼに入れた経緯がありますよと、それがいつの間にか古くなって撤去したのかな、土地改良区が整理されてから撤去したのか分かりませんが、そういったこともあるのになあってみんながそう言っておりますので、まずそれはそれとして、一応参考までお知らせいたします。

それからもう一つお願いがあります。水が不足した場合、目の前の馬場目川から発電機で町道に水を上げるように、前もって県にやっぱり緊急の場合はお願いしますという話をつけることは出来ないものでしょうか。その点についてお伺いします。

産業課長 千田浩美 要望はして見ますけども、すぐ出来るとは言えないと思います。今回の馬場目川から取水するにあたりまして、かなり広い土地改良区ようするに三種土地改良区、それかた琴丘土地改良区、南に行きますと井川・潟上市・天王土地改良区とか広範囲に渡る許可が必要となります。

ですので今ここですぐ出来ますと言うことは出来ません。ただし、要望はして見ます。

以上です。

1 1 番 伊藤秋雄 今、課長からもお話がありました。要望はしておく、確かにやっぱり水利権があるのは私達も分かります。そこを何とかやっぱりうちら方の町内だけでも約10町歩以上ありました、今回。ですからやっぱり大変な状態だなと、そしてまた戸村さんの方でもいろいろ工夫してくれればいいのになあと、まず農家の人から電話いけば小池の人もしました。水がないから仕方が無いでしょうと開き直ったような言葉が出ているそうです。

やっぱり工夫することも必要でないかと、例えば私、小池の方にも田んぼあります。そのとき、今午後からのお話もありますが、夜叉袋の三枚橋まで大きな大排があります。私もすぐそばにありますのでそこへ土嚢を盛って、水を止めて田んぼには入れました。そういった夜叉袋の方の水を止めるとか、発電機でそういうカ所に水を送るとかやっぱり工夫が必要でなかったのかなと、工夫がちょっと足りないとは思っております。そういうところをこれは土地改良区の方に、うちら方の理事から要望出させて行きますのでよろしく願います。

それでは③として、8月の8日の魁新聞によると、19年度産米はやや良、本県の作況指数は102~105ということで、全国では北海道、青森、秋田、山形、石川県の5道県となっていますが、私はこの作況指数にはいつも疑問に思っています。

本町の場合は、今回の水不足で影響を受けた面積はどの位あったのか調査しましたか。調査した場合、その結果をお答えください。

また、本町の主食用米作付面積は前年度に比べて多くなったのか、減反が廃止されてから2年目になるが飼料用米や加工米、備蓄米などは減っているのかお答えください。願います。

町長 畠山菊夫 今回の水不足により移植不能により自己保全への変更したのは5名で86アール、水稻から大豆へ変更した方は3名で88アール、生育不良にあったが回復傾向にあったのは6名で約15ヘクタールとしています。

また、枝豆については28.4ヘクタールほどが早生品種の水不足による生育不良と認識しています。

この数値については、農協・土地改良区・共済組合などと連携をとりながら積算をしています。

また、作付け面積については、主食用米は678.25ヘクタールで昨年度より3.65ヘクタールの増、加工用米は62.52ヘクタールで67.36ヘクタールの減、備蓄用米は155.93ヘクタールで56ヘクタールの増となっております。

1 1 番 伊藤秋雄 今の答弁有難うございました。ただ水の影響はやっぱりあったようですので、これは大変だなと思っております。町の財政にも関わるものだと私は思っております。

そこで高齢化が年々進んでおる中で、耕作放棄地は現在町ではどの位ありますか。この後また質問出ますので、どれ位ありますか。

産業課長 千田浩美 すいません。ちょっと資料持って来ておりませんので正確な数字は申し上げることは出来ません。

1 1 番 伊藤秋雄 資料がないということで、④に移ります。

私は今回の水不足で3台のポンプを設置するため毎日稼働しなければなりませんでした。そうした場合に点在している今の田んぼを、私自身以前に1ヶ所か2ヶ所に交換分合していればもう少しスムーズに行動出来ていたと思います。そこで農地中間管理機構農業委員会が主体になっておる、農地利用集積が出来るシステムはあるが、将来的に町が主導になり農地の交換分合は出来ないものか、当局のお答えをお願いします。

町長 畠山菊夫 その件については、現在検討中ですのでもう少し時間をいただきたいと思います。公社の方にデータ流しておりますので、ちょっと時間をください。

1 1 番 伊藤秋雄 今まず検討中するということで、これから大型農業というか大規模農家も増えると思います。私のような年いってくるともう離農しなければならないという感じも受けておりますので、それで私の一つの提案ですが、交換分合についてですが町同士で近隣町村の担当職員、また土地改良区、水利組合、地権者などで話し合い、将来大型農業を目指すためにも耕作地の区画整理、圃場の交換分合が必要になると思うが、これも県なり南秋地区の近隣町村でも話し合って、今後将来的に大型農業やるとなれば、コンバインも大きくなるし、いろいろ機械も大きくなりますので、やっぱり一ヶ所で全部作業が出来るようなシステムが出来ればいいなということで質問しております。

これもおそらく検討中だと、まず答弁をお願いします。

産業課長 千田浩美 町同士で近隣町村ということだと思いますけども、交換分合出来れば一番良い訳ですけれども、それについてはやはり事業主体、まとめるのは土地改良区が主になってくると思います。今現在、町と五城目町さんとでご存知の通り、浦大町の方で土地改良事業も行いますので、今後そういったことも含めまして、検討して行きたいと思います。

1 1 番 伊藤秋雄 前向きにお願いします。それでは⑤に移ります。

今回のような水不足は温暖化の影響でこれからもあるかと思えます。以前に土地改良区同士で勉強会を開いたということを知っています。行政主導で二つの土地改良区が協力して、将来的に残存湖からパイプラインで送水することも出来ると思えますが、そのことについて答弁をお願いします。

町長 畠山菊夫 残存湖から取水することが出来れば一番良い訳ですけれども、先程来言っております水利権の問題があります。出来るということは出来ませんが、実は先程この取水に関しては三種町、琴丘、飯田川、瀧上市、それから馬場目川水系、井川、大瀧、それぞれの土地改良区からご承諾を得ながら取水した経緯がございます。

取水ポンプが大型であれば別なんですけれども、それ位はいいだろうということで対応もして頂きまして、今回取水した訳ですけれども、これが正式なお願いになると、どの位のポンプの規模でやるかどうか、負担がでてるのかどうかもありますので、そこは出来るかどうか分かりませんが、この後、こういうことも考えられますので今後の対応として、話し合いはしていかなければと思っております。

1 1 番 伊藤秋雄 今、町長からも前向きな言葉も出ております。私は今なぜこういう質問したかという、やっぱり過去に平成元年頃、大瀧村の残存湖から三枚橋に取水した経緯があるそうです。そういう時やっぱりそこで、だぶ付かせてずっと上の方まで持ってくれば発電機でまた土地改良区に分配したり、今、午後からの真坂のところの質問もありましたが、そこも助かるのではないかなと、そういう感じは受けておりますので、むしろ馬場目川も大事ですが、八郎瀧土地改良区はそこから貰ってるのでそういう関係であれば、柔らかく水利権の問題も優しくなるのではないかな、とこう感じておりますので、その点を質問いたします。

それからもう一つ、戸村土地改良区ではこの前、今質問の中にもありましたが平成31年の1月24日、役場の3階会議室で土地改良区同士で勉強会を開いたと聞いております。これは合併のための勉強会なのか、町の職員そのものの中に入っていると思えますが、内容的にどんな内容であったのかお知らせ願えれば有難いと思えます。

産業課長 千田浩美 その勉強会ですけれども、県の方が主催でございます。町も入りましてようするに土地改良区の合併と、そのことについての勉強会でございます。以上でございます。

1 1 番 伊藤秋雄 今、答弁がありました。合併のための勉強会であったと、これは今後もまた続けて行く予定ですか。

産業課長 千田浩美 要望があれば続けて行きたいと思えます。将来的には合併に向かって行くような方向ではないかなと思っております。以上でございます。

1 1 番 伊藤秋雄 実は戸村土地改良区の排水事業が、昭和49年から昭和59年頃まで行われております。パイプラインの事業が、昭和55年から約40年近くになるので、送水のポンプだいぶ老朽化しております。そういうことに町からも国の補助金事業を活用して、土地改良区が一本化になるように助言してもらえれば有難いと思えますが、その点、町長から答弁をお願いします。

町長 畠山菊夫 当事者同士の会議になるとか思えます。それぞれ理事がおりますので決定事項が理事にありますので、その方々の決定事項となりますので、町が主導で出来ない訳で、その辺はご理解を頂きたいと思えます。

1 1 番 伊藤秋雄 分かりました。それでは⑥の方に移ります。

八郎瀧町総合計画の基本方向では、農地の集積、米以外の作物生産拡大、生産力向上のための、農業生産法人化、午前中に7団体があると、それから減農薬農業者が6名ですかなどによるブランド化、既存作物の加工による付加価値の創出などによる競争力の強い魅力的な農業を目指すとするが、それぞれの農家の所得は確保されているのか、例えば稲作一本で所得は確保されているのかということで、答えてくだされば有難いと思

います。

また、廃棄ロスの促進について、枝豆加工施設の開設により、生食のみでなく冷凍やペースト加工などにより、常時利用できる素材に引き上げる研究を促進しますとあるが、どこまで進んでいるのか答弁をよろしくお願いします。

町長 畠山菊夫 それぞれの農家の所得は確保されているのかということですが、議員もご承知かと思いますが、産地交付金のほか、町では水田利活用支援対策事業交付金や農地利用集積促進奨励金などを予算化して、いくらかでも農家所得の向上につながるべく支援をしております。

また、廃棄ロスの研究の促進には、枝豆アイスや枝豆の漬け物で対応していますが、今のところそれ以外のものについては、考えておりません。

1 1 番 伊藤秋雄 それでは午前中にもちょっと出ておりますが、私も聞きたいなと思っておりますので、やっぱりもう少し詳しく聞きたいために質問します。

町では特産品の研究開発の促進とあるが、昨年、確か三倉鼻のジュンサイハウスを見学したことがありました。昨日の監査委員報告では、水量の確保、きめ細かな管理の指摘がありましたが、ジュンサイは順調に成長しているのかご答弁をお願いします。

町長 畠山菊夫 実を言えばやっぱり水不足、これがちょっと監査委員の指摘もありましたけども、これが今、三種町の方から地下水、これ持ってくる計画をしております業者さんの方が、それが確立出来れば順調に生育できるものと思っております。

1 1 番 伊藤秋雄 昨日もちょっと話題が出てしまって、私、質問出来ないなと思ってあったけども、今現在、ハウス3棟ある中で私達全員で見たと思っておりますが、あのジュンサイはもう出来ているのですか、死んでいるのですかジュンサイそのものは。

町長 畠山菊夫 生きているから今やってると思っておりますけども、水不足でやはりいくらかが藻が発生して、それで止めているということです。水が確保出来れば順調にいくということで聞いてます。

1 1 番 伊藤秋雄 今、午前中も出ておりましたので出荷はいつ頃出来るのかということも考えておりましたが、まず2、3年はかかるというでありますので省略いたします。

それから⑦として、高齢化が進み減少していく中で、農業人口は何人いるのか、これは2015年には296人と前のとき話が出ておりましたが、だんだん減ってるということで、現在それから4年近くなっておりますが、それよりもまた減っていると思えます。

10年後に付加価値を創り出す農業を進めていくためには、八郎潟町の農地面積に対して、何人位で耕作出来るのか答弁をお願いします。

町長 畠山菊夫 センサスによる調査は、今伊藤議員さん言われたとおりでありますけども、10年後に何人で耕作出来るのか、ということですが一人当たり10から15ヘクタールの経営面積とすると、単純計算では75名から113名位ということになるかと思えます。

1 1 番 伊藤秋雄 これは今75名から113名だと出ましたけども、これ稲作一本でやるのか、それともこの後付加価値を創るためには、やっぱりいろいろ畑作もやらなければならないけども、稲作一本ではもう賄いきれないと私はそう思います。

ちょっと前にも出てあったが、300ヘクタールとか30町歩位の面積がなければ、やっぱり家計は持っていけないかなと感じております。

現在、私の見ている町にも来ているかと思えますが、秋田経済誌で見れば、2060年位になれば農業は大潟村よりないでしょうと、後の24町村は消滅するでしょうという話がちょっと載っております。

これは大潟村では、午前中も出てあったけども玉ネギやいろいろブランド米をやったり若い者がどんどん大潟村で育っているそうです、担い手も。だからやっぱり町を一番良くするのは田んぼを大きくしていくためには、そういう担い手を多く増やすことだなと、そうやれば町も潤うし、雇用も出来るし、そういうところが出てくるのではないかと私は思っております。

また、この前の新聞の中でも銀行が農業に続々参入ということで見ると思えます。これもIT技術いろいろ今は無人ヘリとか、ドローンとか使って農業も我々の時代ではないと思えます。

やっぱり若い人の知識を取り入れながら行くような、町の政策をして行かなければ大変ではないかと、やっぱりこの町を守るためには、それが必要でないかなと私は思いま

す。

交換分合とか田んぼを区画整理したりして、やっぱり交換分合を一カ所に置いて、理想な農業がこれからは進むのではないかなと、ちょっと町のことを言えば叱られるかもしれないけども、他の地域から比べると、区画整理の方はもう遅れています。

他はもう1アールとか1ヘクタールとか、うちら方のところはだいぶ機械で直したりしていますが、1反歩、10アール田ではやっぱり今の機械ではもう間に合わないと思います。多くは大型機械、例えばコンバインも、今年の春には田植機はもうITで無人で田植えをします。これも段々進歩して来ると思います。

またコンバインも無人で回転するときは人の手でやるのか、それも段々そういうのも出ると思います。そういうところは町もどんどんそういうものを考えながらやってもらえれば有り難いと思います。

それで一つの例ですが、この秋田経済誌で見ていると今後高齢化の離農する人も増加すると思います。10年後に付加価値を創り出す農業を進めて行くためには、また地域の活性化につなげるためには法人化や大型農業、大規模農業を進めて行くためには、企業の力も必要でないかと、一つの例を出しますと大仙市の場合は、耕作放棄地が拡大しているのを利用して、エゴマの加工食品開発ですか、エゴマの油を取る会社と提携しているそうです。

耕作放棄地が未利用のままだと不憫なため、農地としてやっぱり付加価値のものを創りたいということで、エゴマをやっていると、また横手市ではホップを活用してツーリズム町づくり活動として、ホッププロジェクトが行われております。

また、北秋田市の株式会社、これローマ字で書いてありますが、k e d a m a っていうのかな、顧客を創り出す若手農家3人で創る米を直接もう都会の方に売る事業を展開しているそうです。本町ではやっぱり10年後に付加価値を創り出すために、町独自のものでいいからやるべきではないか、考えるべきではないか例えばジュンサイでもいいし何か他に考えるアドバイスする位の、やっぱりやるには農業者、法人化の人達が先頭になって補助金なり活用してやって行くと思います。その時、町から助言してもらえれば有り難いものだなあと感じておりますので、参考まで言いました。よろしくお願ひします。それで最後になりますが、これからの農業は、私のような小規模ではもう出来ないと思います。

ドローンや小型無人機など、個々に持っている田植機やコンバインなどいろいろ言いましたが、ITがどんどん進みます。大規模農家・農業も大きくなり変わると思います。

そのため田んぼの区画整理、基盤整備や付加価値の高い作物や栽培の技術も必要になると思います。

町も農業だけで意欲ある担い手を増やすだけでなく、やっぱりいろいろ付加価値の高いものを進めてもらえれば有り難い、意欲ある若者を育ててもらえれば有り難いと私は思っておりますので、私の意見として言います。

どうも長い間、有り難うございました。お疲れ様でした。

議長 村井 剛

これにて、11番 伊藤秋雄君の一般質問を終わります。

これにて、一般質問の全てを終了いたしました。

これより、各常任委員会を開いていただきます。

最終日、9月13日は午後3時より本会議を開催いたします。

本日の会議は、これをもって散会いたします。大変ご苦労様でした。

(午後 4時3分)

令和元年八郎潟町議会 9月定例会 会議録

第9日目 令和元年9月13日（金）

議長 村井 剛 ただいまの出席議員は12名であります。
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会9月定例会は成立いたしました。
これより、本日の会議を開会いたします。答弁のため出席を求めた者、町長、副町長
教育長、各課課長、会計管理者であります。
なお、加藤議会事務局長は病気療養のため、欠席しております。
日程第1、本会議で各常任委員会に付託された議案等について、各常任委員長の報告
を求めます。
始めに、総務産業常任委員長 伊藤敦朗君の報告を求めます。

総務産業常任委員長 伊藤敦朗 （総務産業常任委員長報告 別紙報告書のとおり）

議長 村井 剛 次に、教育民生常任委員長 加藤千代美君の報告を求めます。

教育民生常任委員長 加藤千代美 （教育民生常任委員長報告 別紙報告書のとおり）

議長 村井 剛 これより各常任委員長報告に対する質疑を行います。
まず始めに、総務産業常任委員長 伊藤敦朗君の報告に対する質疑を行います。質疑
ございませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑がないようですので、総務産業常任委員長に対する質疑を終わります。
次に、教育民生常任委員長 加藤千代美君に対する質疑を行います。質疑ございませ
んか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑がないようですので、教育民生常任委員長に対する質疑を終わります。
これにて、各常任委員長に対する質疑を終わります。
次に、各議案に対する討論並びに採決を行います。
日程第2、議案第32号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備
に関する条例について（8件分）、の討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決します。議案第32号について、委員長の報告は可決であ
ります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立多数)

- 議長 村井 剛 起立多数であります。よって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第3、議案第33号 八郎潟町上水道事業給水条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 ないようですので、討論なしと認めます。採決します。議案第33号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第4、議案第34号 八郎潟町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 ないようですので、討論なしと認めます。採決します。議案第34号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第5、議案第35号 八郎潟町立幼稚園保育料徴収条例を廃止する条例について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 ないようですので、討論なしと認めます。採決します。議案第35号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第6、議案第36号 令和元年度八郎潟町一般会計補正予算(第3号)について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 ないようですので、討論なしと認めます。採決します。議案第36号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第7、議案第37号 令和元年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決します。議案第37号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって、議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第8、議案第38号 令和元年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決します。議案第38号について、委員長の報告は可決であり
ます。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。
次に、日程第9、議案第39号 令和元年度八郎潟町上水道特別会計補正予算(第2
号
)について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決します。議案第39号について、委員長の報告は可決であり
ます。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって、議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。
ただいまから、各会計の決算認定の議案について採決に入りますので、渡邊代表監査
委員から出席していただきます。
暫時休憩します。
(休憩)
(渡邊代表監査委員着席)
(再開)

議長 村井 剛 再開いたします。
次に、日程第10、認定第1号 平成30年度八郎潟町一般会計歳入歳出決算認定に
ついて、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決します。認定第1号について、委員長の報告は認定とする
ものです。委員長報告のとおり認定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立多数)

議長 村井 剛 起立多数であります。よって、認定第1号は委員長報告のとおり認定することに決定
いたしました。
次に、日程第11、認定第2号 平成30年度八郎潟町国民健康保険特別会計歳入歳
出決算認定について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決します。認定第2号について、委員長の報告は認定とする
ものです。委員長報告のとおり認定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって、認定第2号は委員長報告のとおり認定することに決定
しました。
次に、日程第12、認定第3号 平成30年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計歳入
歳出決算認定について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決します。認定第3号について、委員長の報告は認定とする
ものです。委員長報告のとおり認定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって、認定第3号は委員長報告のとおり認定することに決定
しました。
次に、日程第13、認定第4号 平成30年度八郎潟町公共下水道事業特別会計歳入
歳出決算認定について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決します。認定第4号について、委員長の報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって、認定第4号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。
次に、日程第14、認定第5号 平成30年度八郎潟町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決します。認定第5号について、委員長の報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって、認定第5号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。
次に、日程第15、認定第6号 平成30年度八郎潟町上水道特別会計決算認定について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決します。認定第6号について、委員長の報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって、認定第6号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。
ここで、渡邊代表監査委員より退席していただきます。大変ご苦勞様でした。暫時休憩します。
(休憩)
(渡邊代表監査委員退席)
(再開)
- 議長 村井 剛 再開します。
次に、日程第16、陳情について、討論・採決いたします。
陳情 受理番号第10号 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。陳情受理番号第10号について、委員長の報告は、採択であります。委員長報告のとおり決定し、意見書案に賛成の諸君の起立を求めます。
(起立多数)
- 議長 村井 剛 起立多数であります。よって、受理番号第10号は委員長報告のとおり採択し、意見書を送付することに決定しました。
次に、陳情 受理番号第11号 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。陳情 受理番号第11号について、委員長の報告は、採択であります。委員長報告のとおり決定し、意見書案に賛成の諸君の起立を求めます。
(起立少数)
- 議長 村井 剛 起立少数であります。よって受理番号第11号は不採択といたします。
陳情 受理番号第12号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。陳情 受理番号第12号について、委員長の

報告は、採択であります。委員長報告のとおり決定し、意見書案に賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって、受理番号第12号は委員長報告のとおり採択し、意見書を送付することに決定しました。
次に、追加案件として、陳情 受理番号第13号 町議会として、秋田市新屋への地上イーゼス配備反対の意見表明を求める陳情について、審議いたしたいと思いを。
お諮りします。これを日程に追加し、順序を変更して追加日程第1として議題とすることにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議なしと認めます。受理番号第13号を日程に追加し、追加日程第1とし議題とすることに決定いたしました。
追加日程第1、陳情 受理番号第13号 町議会として、秋田市新屋への地上イーゼス配備反対の意見表明を求める陳情について、を上程いたします。
討論に入る前に、暫時休憩をいたします。
(休憩)
(再開)

議長 村井 剛 休憩以前にさかのぼり、会議を再開いたします。
討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、討論なしと認めます。採決いたします。
陳情 受理番号第13号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって、陳情 受理番号第13号は採択することに決定いたしました。
次に、日程第17、議案第40号 八郎潟町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、を上程いたします。
提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫 本日提出いたします議案等の概要について、ご説明申し上げます。
配付しました資料をご覧ください。
議案第40号 八郎潟町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
教育委員の小玉美穂子氏は、令和元年9月19日をもって任期満了になりますので、引き続き教育委員としてお願いいたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定により、同意を求めるものであります。
小玉氏は教育委員の職歴も長く、人格も高潔であることから教育学術及び文化に関し豊富な識見を有する者として提案するものでございます。
なお、任期につきましては令和元年9月20日から4年間であります。
よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長 村井 剛 これより、議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。日程第17、議案第40号 八郎潟町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって、議案第40号については同意することと決定いたしました。
次に、日程第18、発委第1号 委員会発委であります。八郎潟町議会議員政治倫理

条例の制定について、を上程いたします。
提出者の説明を求めます。はい、5番 石井議員。

5番 石井清人 委員会提出の発議を朗読させていただきます。
これは八郎潟町議会議員政治倫理条例調査特別委員会、委員長 石井清人が提出したものであります。
八郎潟町議会議員政治倫理条例の制定について、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項、及び第7項並びに会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。
提案理由は、議員は町民を代表する機関の一員として、高い倫理観と良識を持ち議会の権限と品位を重んじるとともに、その秩序を保持し、町民からの信頼を得なければならない。ここに、議員と町民相互の信頼関係を築き深める基盤として、この条例を制定する。
条例案については、朗読は割愛させていただきます。よろしくご審議をお願いします。

議長 村井 剛 これより議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。はい、10番 金議員。

10番 金一義 今、委員長から報告がございましたけども、この大変難儀して作ったと思いますが、趣旨はちょっと触れたようですけども、この条文が7人の方々で作った条文がね、後残った条文がどうやってつくったか分からない訳ですよ。
それをここに、どういうことだと一つ一つやっぱりこういうことで、こういう風なのを作りましたよと、そういうことを説明してもらはないと、委員でない5人の方は、まるっきり除外された形の、えこひいきが非常に大きい条例だと思います。
本当は12人よりいないのだからね、やっぱり全員でやれる部分は全員でやって、やるのが本当だと私は思いますけども、あなた方は作ったそれで条文そのものは説明なし、ということは非常に我々外された者にとっては不快感です、はっきり言って。
この趣旨は何で作ったのかということ、ここに最初に書いてありますけども、その前にね、例えばですよ、目的の中の2条の三つ目、議員は、自己の職責に反する言動をしたとの疑惑、これはどういう疑惑でそうなるのか、何の疑惑を持たればそういうことになるのか、そこら辺ちゃんとあなた方7人の方は協議されたと思う訳ですよ、そういうのをやっぱり我々外された者は知る権利があるし、何の目的で制定されたのかということ、ここで説明もなしにやるということは非常に横暴な条例だと思います。

それと下の町民は自らも町政を担い公益を実現する責任を有することを自覚し、この町民というのは、どなたのことを今後指してやるのか、どういう形の町民がこういうことに違反するのか、ということもちょっと分かりません。

議員に対し、その地位をという4番目も私分かりません。

それと3条の1、町民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、どういうことをすればこういうことになるのか、そういうことも我々は議員としては分かりません。

だから結局お宅方は、これを作る時にどういうことでこういう文言を作ったのか、結局そこら辺をきちっとやっぱり説明して、これはやっぱりまだ時間かけるべきだと思いますよ。私個人的には。

我々5人は他の4人の方はどうか分かりませんが、自分としては納得しません。

結局、最初の案では議員としては外されておるようだけでも、結局我々を外すような条例案でなかったですか。私はそう思っております。自分が外すための案だと、で田口先生がこういうことになって、こういうものは金さん、あんた大丈夫だよと他の方から聞いたんですよ。そうすると個人攻撃の倫理だと私は考えております。

そういう案をね、田口さんには野菜を収めてる方はどうですかと、そういうことも聞いたと、そういう話も聞いてますよ。

まるっきり個人攻撃のこういう条例というのは、ちょっと我々同じ12人の仲間としては非常に侵害に感じられます。そこら辺、一つずつ説明してくださいよ。

議長 村井 剛 はい、5番 石井議員。

5番 石井清人 5番 石井です。このことは議員の皆さんによく周知して分かっていただきたい、というのが特別委員会の総意でありましたので、前回議会が終わってから全員協議会を開いていただきました。

その時に、まず公設丁寧に説明しようとする意図で、前回の協議会の中で出来るだけの説明はしたつもりであります。それで一応説明は終わったと、私自身はそう解釈してあったんですけども、説明がたりなければ申し訳ないと思っております。

先程、提案はしましたけれども、尚且つ詳細について説明が必要だというのであれば、もう一度お諮りして、提案の仕方を考えますけれども、そこはどのように提案したらいいか、もう一度諮ってください。

それで先程お話あったところの、例えば、第2条の3の項目で、こういう言葉の内容の意味なんですけども、そういう解釈のところはいろいろございますが、例えば、自己の職責に反する言動をしたとの疑惑を持たれた場合、これは例えば町民の方がどうもそういう職責に反する、具体的にはどうということはありませんけども、町民の方がふさわしくないと考える場合、そういうところをまず表記してあります。

それから、町民は自らも町政を担い公益を実現する責任を有することを自覚して、ということはこの部分はもちろん町政を付託されているのは、町長とそれから議員なんですけどもしかし、町づくりというのは町長、議員だけでなく、町民もやっぱり参画しながら、そういう責務を持ってほしいという趣旨の文言が、第2条の4項に持たれております。

それから、第3条の1号の品位と名誉を損なうような一切の行為を慎みとは、何がどうだということ、具体的にはないけれども、一般的には例えば暴言を吐くとか或いは、名誉を損なうというのは、例えばの話で、お酒を飲んで車を運転したとかそういうことが入るのではないかと思いますし、その下の職務に関し不正の疑惑を持たれる恐れのある行為をしてはならない、ということも具体的に何とは書いてありませんけども、やっぱり町民皆さんが、やあ、おかしいんじゃないかというようなことは慎みましょう、ということの意味で書いてあります。

この条例はまったくゼロからやった訳でありますけども、県内25市町村の中で23市町村がもう倫理条例作ってます。そここのところの意味を参酌しながら、どういうものが八郎瀧の議会の倫理条例にふさわしいかということ、一つ一つ吟味しながら載せていったのがこれです。

そういうことなんですけども、説明の方法でもっとやり方があれば。

議長 村井 剛

皆さんにお諮りします。

再度詳細にわたって説明を求めるかどうか、ということではありますが、皆さん、どうでしょうか。はい、10番 金議員。

10番 金一義

これはね、結局7人が賛成すれば通るのです。まずね。一人でも反対すればということですか、そこら辺議長の判断どうですか。だって7対5なんだもの。作った人が7人だから、その方々はこれに対して反対する訳ないですから、ただ、そういうことをちゃんと吟味して一人でも反対だとすれば、これは見直しするか、しないかということをやったりしないとだめだと思いますよ。

議長 村井 剛

そうすればお諮りします。まだ説明が十分でないという風な意見がありましたので、再度、石井委員長から詳細にわたる説明を求めたいという風に思います。よろしくお願いします。

10番 金一義

これは日を改めてやって欲しいですけども。

議長 村井 剛

今日、日程に組まれておりますので、進めて参りたいという風に思います。石井議員。

5番 石井清人

先程は倫理条例案の朗読を省略いたしましたけれども、これから条文について説明していきたいと思っております。

ではまず、全文ですけども議会は町民が直接選んだ長及び議員が審議する場であり、最高の意思決定機関である。議会の構成員である議員は、町民を代表する機関の一員として、高い倫理観と良識を持ち、議会の権威と品位を重んじるとともに、その秩序を保持し、町民からの信頼を得なければならない。

この条例の基本理念は、八郎瀧町の更なる発展に資するためのものであり、その活力の芽を摘む事のないよう配慮しなければならない。

また、その濫用を認めない。ここに、議員と町民相互の信頼関係を築き深める基盤として、この条例を制定する。

この全文については、全県市町村で全文をこの倫理条例に付けたところはありません

。今回、八郎潟町ではこの倫理条例というのは、非常に議員にとっては大切なものでありますし、この理念を謳うということから、敢えて全文を付けております。

要約すれば高い倫理観と良識をもつ、ということそれから、議会の品位と権威を重んじるというようなことが手段であります。

次に第1条 目的でございますけども、第1条、この条例は八郎潟町議会事本条例（平成24年八郎潟町条例第7号）の規定に基づき、八郎潟町議会の議員（以下議員）の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立を図りもって町民に信頼される公正な町政の発展に寄与することを目的とする。

8年前に八郎潟町議会基本条例を制定しております。その中に、倫理ということ謳っておりますが、その議員の倫理は何ぞや、何かということの権威が基本条例の中になかったんです。ですからその議会基本条例をより鮮度の高いというか、より分かりやすいものにするために、基本条例の第15条でしたか、倫理を明確にするためにこの条例を作ったということが目的でございます。

次に第2条（議員及び町民の責務）

議員は町民の代表者として、自己の職責を自覚し常に町民全体及び公益の追求を指針として行動するとともに、自ら研さんを積み、その職責にふさわしい人格と倫理の向上及び地方自治の本旨に基づき、その使命の達成に努めなければならない。

2項 議員は自己の地位と権限による影響力を不正に行使することによって、いかなる自己の利益を図ってはならない。

3項 議員は自己の職責に反する言動をしたとの疑惑を持たれた場合は、自らその疑惑を解明し、責任を明らかにするよう努めなければならない。

4項 町民は、自らも町政を担い公益を実現する責任を有することを自覚し、自己の利益を図る目的をもって、議員に対しその地位と権限による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。

この第2条では、議員と町民の責務ということで、議員は勿論公僕として節度のある行動をしなければいけないんですけども、それは1項、2項、3項に明記しております。そしてまた、一方町民も議員に利益共用というか、その議員さんに利益誘導というようなそういう働きかけを行ってはならない、ということで町民にも自覚と責任を持ってもらいたい、ということで4項も加えております。そういう趣旨であります。

（政治倫理基準の遵守）

第3条 議員は次の各号に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

1号 町民全体の代表者として、品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしてはならない。

2号、議員としての発言又は情報発信は、確たる事実に基づいて行うこととし、虚偽の事項を表示することによって、他人の名誉を毀損する行為をしてはならない。

3号 町（町が設立した公社及び町が出資金、資本金その他これに準ずるものの3分の1以上を出資している法人を含む。以下同じ）が行う許可、認可又は町の工事等請負契約、業務委託契約及び物品納入契約等に関し、特定の個人又は企業等を推薦し、又は紹介するなどの有利な取り計らいをしてはならない。

4号 町職員の公正な職務執行を妨げ、その権威又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけてはならない。

5号 町職員（非常勤職員を含む）の採用、昇任又は人事異動に関与してはならない。

6号 政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄付等を受けてはならない。

ここの3条は、まさに議員の政治倫理を明確にする部分でございます。特にこの1号から6号については、議員の倫理をしっかり守るということで、明記して書いたところでございます。この1号から6号がこの後の条例に続いて、審査会の設置だとかそういうものに入っていく訳です。

（3）番のところ、町が設立した公社、出資、資本金これに準ずるものの3分の1以上を出資している法人を含む、ということまで明記しておりますが、ただ町が出資した公社、公社は今ありませんけども、将来的に出る可能性もありますので、敢えて明記しておるところです。

まず、ここが第3条が、この議員基本倫理条例の一番の主眼であったところでありませぬ。

（町との請負契約等に対する遵守事項等）

第4条 議員は本人又は本人の配偶者、1親等内の血族若しくは同居の親族が実質的に経営に携わっている企業（以下「関係私企業」）に対し、町との工事請負契約（実質的に元請負と異なる下請負を含む）業務委託契約及び物品納入契約（以下「請負契約等」という）の締結については、関係私企業の就職の制限を規定している地方自治法第92条の2の趣旨に従い、町民に疑惑の念を生じさせないため、これを辞退しなけ

ればならない。

ただし、災害等で緊急を要し、町の行政執行に著しい支障がある場合を除く。

2号 前項の規定は、指定管理者の指定について準用する。

3号 第1項に規定する次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1号 同居 住民基本台帳法に基づく届け出が同一世帯となっていることをいう。

2号 企業 一定の経済的事業の遂行の目的を持って、人及び物を有機的に組み合わせた経営主体（その経営主体が個人であるか法人であるかを問わない）をいう。

3号 実質的に経営に携わっている企業

ア 役員をしている企業

イ 資本金その他これに準ずるものの3分の1以上を出資している企業。

ウ 経営方針に関与している企業

この第4条のところは、町と議員の請負関係を載せております。地方自治法92条の2では、議員本人と町との請負契約は禁止されております。これ明記されておりますけれども、しかし、他市町村の倫理条例にもあるんですが、その議員の配偶者それから議員の1親等内の血族、同居の親族は請負を辞退するというのがあるんです。というその意味を参酌して行けば、議員の家族は名義人であっても、実質議員さんが経営者であるというパターンが往々に見られる、ということだろうと思います。

結局、その家族をダミーというか、そういうものを使って議員がやっていたら実質92条の2は、もうザルになるということから条例で規制するということが、この第4条の趣旨であります。

文言の同居、企業、実質的に経営に携わっている企業という文言の趣旨は、記載のとおりでございます。

それから1号の1項のところ、ただし災害等で緊急を要し町の行政執行に著しい支障がある場合は除く、とあるがこれは災害、大災害等で緊急避難的なことの除外規定であります。

（就業の報告義務）

第5条 議員は、議員となった時に次の各号のいずれかに該当する法人その他の団体（以下「法人」という）の取締役、理事、監査役、顧問若しくはこれらに準ずる職についているときは、就業報告（以下「報告」という）を30日以内に議長に提出しなければならない。これらに変更があった場合（新たに営む場合、兼ねる場合も含む）も同様とする。

1号 主として収益等事業を営む法人等。

2号 町の許認可が必要な事業を営む法人等。

3号 町からの補助金等を受け、又は受けようとする法人等。

2項 議長は、報告書については4年間これを保存するものとする。

3項 報告書は、議員の職にある間、町民の閲覧に供する。

これは先程述べた第4条との関連でございます。議員が各種団体それらに就任した時これは又団体が補助金を受けたり、そういうところの部分とも絡むんですけども4条と関連して5条も明記したところであります。

（審査の請求）

第6条 町民又は議員は、第3条・第4条及び第5条の規定に違反する行為（以下「政治倫理基準違反」という）をした疑いがあると認められる議員があるときは、町民にあっては地方自治法第18条に規定する選挙権を有する者の20人以上、議員にあっては議員定数の6分の1以上の者の連署をもって、当該政治倫理基準違反行為をした疑いのある事実を証する資料を添えて、議長に審査の請求をすることができる。

これは議員倫理を逸脱した行為があった場合に、どのように対処するかという手続きを定めたものであります。例えば、第3条ではいろんな議員の品位だとか、名誉を損なわないようにと、或いは不正の疑惑を持たれないようにとかあるんですけども、個別に何がどうということはないんですけども、そういうことが町民とか議会でもあったときにどう手続きするかというのであります。

町民にあっては20人以上、議会にあっては定数の6分の1以上、二人以上ですね、そういう連名でもって審査があれば、その行為を調べるという、手続きに入る前段の記載であります。

（審査会の設置）

第7条 議長は、前条の規定による審査の請求を受けたときは、八郎潟町議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という）を設置するとともに、議員に報告し審査請求書及び添付資料を審査会に提出して審査を求めなければならない。

2項 審査会は、委員5人をもって組織する。

3項 審査会の委員は、議員のうちから議長が指名する。ただし、審査請求を行った議員又は審査の対象となった議員（以下「審査対象議員」という）は、委員となることができない。

4項 審査会に委員長及び副委員長を一人置き、委員の互選により、これを選任する。

5項 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

6項 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときに又は、委員が欠けたときはその職務を代理する。

7項 審査会は委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

8項 審査会の委員の任期は、前条の審査の請求にかかる審査結果を議長に報告したときまでとする。ただし、議員の職を失ったときは、その任期を終了するものとし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6条で町民又は議員から審査請求がでた場合、その後の手続きが明記されております。審査請求が出された時は、議長がその審査の請求を受理した場合、この審査会を設置することになります。

審査会を設置する場合は、議員に報告します。そして、審査請求書、添付資料を審査会に提出して審査を始めることになります。委員の数それから委員長の選任、審査の内容はこの第7条で明記されております。

(審査)

第8条 審査会の委員長は、前条第1項の規定により議長から審査を求められたときは、速やかに審査会を招集するものとする。審査会は、議長から審査を付託されたときから原則90日以内に文書で議長に審査結果を報告しなければならない。

2項 審査会は審査請求の適否及び政治倫理基準違反の行為の存否について審査する。

3項 審査会は、審査対象議員の出席を求め、又は文書を提出することにより弁明の機会を与えなければならない。

4項 審査対象議員は、審査会から審査に必要な資料の提出又は出席の要求があった場合は、それに従わなければならない。

5項 審査会は、審査請求代表者、その他関係者から事情を聴取し、審査に必要な書類等の提出を求め、参考人として出席させ、意見を聴くことができる。

6項 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決すところによる。

7項 審査会は、原則公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上の合意により非公開とすることができる。

8項 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9項 議長は、審査会から審査結果の報告を受けたときは、請求者及び当該議員に文書で通知するとともに、その概要を速やかに公表しなければならない。

この第8条も、審査の手続きを明記したものであります。

前条第7条で、審査会を議長が設置した場合に、委員長が互選により選任されます。

そして第8条で、審査会の委員長は審議に入りますが、90日以内に結果を出すということを明記してあります。

そして審査会では、対象議員の出席を求めて、弁明の機会を与えるというようなことであります。その他参考人関係者から事情を聴取する、という手続きを明記しております。後は過半数で決すると、可否同数は委員長が決する、というような審議の手順を明記したところであります。

(弁明書)

第9条 当該議員は、審査結果について議長に対し弁明書を提出することができる。

2項 前項の規定により弁明書が提出された場合は、議長は第8条第9項の審査結果の公表に当たり、弁明書の全部又は概要を併せて公表するものとする。

前条8条で、審査が終了し、審査結果が議長に提出されますけども、それに対して当該議員は弁明書を提出することができる、ということになっております。

これは、おそらくというか前条で申し出があったときに、それを受け入れる場合は、そのとおりでありましょうし、また、腑に落ちないと納得できないという場合にはこの9条の弁明書が出るということでもあります。

(議長の措置)

第10条 議長は、審査会の報告を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められるときは、当該議員に対して、議会の権威及び品位を守り、町民の信頼を回復するため、議員に諮り次に掲げる措置を講ずることができる。

1号 注意。

2号 陳謝の勧告。

3号 一定期間の出席自粛の勧告。
4号 議員の辞職の勧告。
5号 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認める措置。
2項 議長は、前項の措置を講じたときは、審査請求代表者及び審査対象議員に対して審査の結果を通知するとともに、その概要を速やかに公表しなければならない。
8条で審査結果が議長に提出されますので、議長がそれによりまして措置を講ずる訳ではありませんが、その際は議員に諮り、措置を行うこととなります。
内容は1号から5号までと明記しております。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

これは主に様式等になると思いますが、これは規則はこの場には出ません。条例が制定後に議長が制定するものであります。

大まかに言えば、3条、4条、5条が議員を守るべきというか、倫理遵守事項であります。そして、5条以降がそれに対しての手続きを明記したものであります。そういう風な条例の構成になっております。

あと附則として、この条例は制定されれば議決されれば、令和元年10月1日から施行する、ということになっております。

それから経過措置として、第2項、第4条第1項の規定は、この条例の施行の日（施行日）以後に締結される請負契約等から適用する。ということでこの条例は施行以前には遡及しないということで、遡ってはその事件については、適用しないということ、これからのものについて適用するということの記載でございます。

以上、十分ではなかったかとは思いますが、説明を終わらせていただきます。

どうも有難うございました。

議長 村井 剛 説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。
はい、7番 加藤議員。

7番 加藤千代美 議員になるに当たっては、町民の審判を受けてその人格が認められて議員の人は選ばれてくる訳なんです、この第2条で言う人格と倫理ということについて、この選出された議員の人格は、議員の人格というのはどういう具合に規定して、議員の倫理というのはどういう具合に規定した内容になるんですか。

そして、町民から選ばれた議員に対して、我々12人がこういう判定を下してもいいのかどうかということについて、ちょっと説明願いたいと思います。

5番 石井清人 第2条の文言ですけども、人格、倫理ということはこれは事典を読んでも分かりますけども、性格とか人の品位と解釈すればいいかな、その品位或いは倫理とか、それはものの見方です。
倫理というのは、一口で倫理と言うんですけどもこれは話す人によっても倫理観は違いますし、受ける人によっても倫理観は違います。

それから時代によっても倫理観は変わってきます。ですから、これが倫理だという定義は実はないんですけども、でもやっぱり人の道という考えになるのか、あまり偉そうなこと言えないけども、そういう趣旨ではないかと思えます。そういうところの解釈で私は委員会を進めてきたつもりです。以上です。

7番 加藤千代美 今ちょっと分からなかったけれども、この人格というのは我々の人格というのは当然その議員になるに当たって、町民の審判を受けている訳ですね。その審判に関してこの12人の議員方がその人格を否定して意に反するからということで、決めていくという最も怖い現象だと思うんですよ、その審判を受けた議員に対する人格というものを、内容をどういう具合に規定しているかということ、どういう具合に議論されたかということを知りたいです。

5番 石井清人 人格を否定するというような解釈は、一つもありません。議員になるには審判を受けて信頼を得て、この人が議員にふさわしいということで選挙を得てなっていますから、議員の人格が変だという方はおらないと思います。

しかし、第3条ではやはりこういうことを守りましょうということで、この第3条に疑惑を持たれた場合は、審査がありますよということで人格を否定するような文言はありません。あくまでも第3条、4条、5条のところにおかしいなといった場合に、町民の方が異議申し立てできる、ということになりますから、そういうこととなります。

議長 村井 剛 他にありませんでしょうか。8番 村井議員。

8番 村井 昇 私はこの政治倫理基準条例が非常に良い条例だと思います。
ただ、この基準違反しないように自分が自覚すれば、何も問題はないと思いますので、大変良いことを書いてあると思いますので、違反のないように努力して行動すればよろしいのではないかと思います。以上です。

議長 村井 剛 他にありませんでしょうか。はい、7番 加藤議員。

7番 加藤千代美 この前議員研修を受けたときには、これに全く反するような講義であったんですけどもそれを踏まえて話すると、第4条に関して、これ商売やってるある団体の代表者になってる方もいる訳ですね、そういう人方がここから限りなく排除されるという具合にもとれる訳ですよ。具体的に言えば私の場合は、カモやってるからふるさと納税に物納入してるんだけど、そういうものも出来ないと厳しく言うと、そういう条例になってきますから、新しく事業起こしたりいま事業やってる人方が町には納入出来ないというような事態になるのではないかと、町民の中からこういう声が必ず出てくると思う訳ですよ。そういう点から言うと、私は決して良い条例だとは思っておりません。

5番 石井清人 第4条のところの町との請負ですけども、この条例以前に自治法92条の2で議員と町との請負契約は出来ないと明記されておりますから、この条例あるなしに関わらず、議員本人と町との請負は出来ないので、更にこの部分では先程述べたようにザルにならないようにということで、会を開いた訳であります。そういう趣旨であります。

議長 村井 剛 はい、他にございませんでしょうか。10番 金議員。

10番 金一義 前のあれだと委員長が酒屋さんは良くて云々とあったんですけども、そこら辺のお話がちょっと我々にはは以外だなと、あの場所であう言う言葉を吐くということは非常こう付度があったのかなと、そこら辺の解釈の仕方は、今おっしゃった商売やって云々、影に隠れてるなというようにお話されてるんだけど、そういう解釈になると委員長のあの時点の言葉というのは、消えない言葉だと思いますよ。
そこら辺の方針と付度というのは、どう捉えますか。

5番 石井清人 請負の解釈なんですけども、町の財務規則では一般競争入札、指名競争入札、随意契約という手順が明記されております。全員協議会のところで説明したところの中では、例としてその言葉を出してしまったんですけども、あくまで例としておった訳ですけども、単品の売買というのは請負ではない、例えば、事務的にやってボールペンが足りない3本足りない、或いは紙が足りなくなったので、一ペ買う、これは請負ではないという解釈されておりますので、その例をとって酒屋と言ったんですけども、ちょっと言葉悪かったかもしれませんけども、そういう意味のことを言ったつもりであります。
誤解されて申し訳ないけども、そういうことです。

議長 村井 剛 他にありませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。
討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、討論なしと認めます。採決いたします。
日程第18、委員会発委第1号 八郎潟町議会議員政治倫理条例の制定について、原案の通り決することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立多数)

議長 村井 剛 起立多数であります。よって、委員会発委第1号は可決されました。
以上、今定例会に付議された案件は、全て終了いたしました。
これをもって、八郎潟町議会9月定例会を閉会いたします。大変ご苦労様でした。

(午後4時47分)

会議の経過を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

議会議員

議会議員